

高架下利用等審議会の審議事項について

(従前)

※常任委員(学識経験者等)5名及び特別委員2名(審議事項に関係する都道府県及び市町村の職員各1名)で構成。

高架下利用審議会

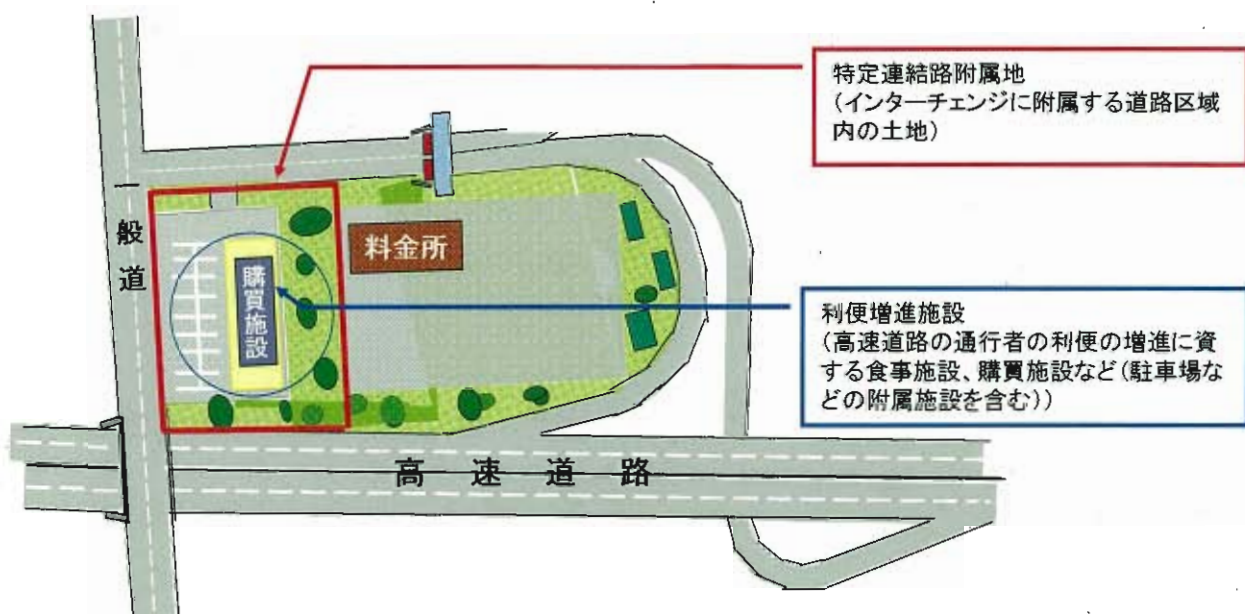
○高架下利用計画の策定に関する事項

(規程改正後)

高架下利用等審議会

上記に加え、以下を追加。

○特定連結路附属地における利便増進施設の占用許可に関する事項



○高速道路利便施設等の連結許可に関する事項



《参考1》 高架下占用関係法令等

○道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号） 一抄一

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一～六 （略）

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

○道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号） 一抄一

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～五 （略）

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七～十 （略）

○道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号） 一抄一

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一～十三 （略）

十四 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十五～三十一 （略）

2～6 （略）

国道利第5号
平成17年9月9日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
道路関係四公団の長

国土交通省道路局長

高架道路の路面下の占用許可について

高架道路の路面下の占用許可については、道路法及び道路法施行令の規定のほか、「高架道路の路面下の占用許可について」（昭和40年8月25日付け建設省道発第367号建設省道路局長通達）等により、相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における占用についてのみ許可することとする「抑制の方針」として取り扱ってきたところである。

その結果、高架道路の路面下の利用形態としては、事実上、広場、公園、駐車場等に限定されているのが実態であるが、街づくりの観点等から、高架道路の路面下も含めた賑わいの創出等が必要となるケースも生じている。

このため、高架道路の路面下の適正かつ合理的な利用を図るため、新たに別紙のとおり高架道路の路面下の占用許可の基準を策定することとしたので、下記1及び2の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、下記3のとおり関係通達を廃止又は改正することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

- 1 道路の占用は、元来用地補償とは別個の問題であるから、高架道路の用地交渉段階において被買収者に占用を約束するかのような行為は、厳に慎むべきこと。
- 2 高速自動車国道、都市高速道路その他の道路で、相当区間連続して高架化されているものについては、学識経験者、地元地方公共団体等の意見を聞いて、路面下の全体

的な利用計画（以下「高架下利用計画」という。）を作成すること。

高架下利用計画の策定に当たっては、高架の道路の路面下の適正かつ合理的な土地利用に資するため、都市計画や周辺の土地利用状況等に十分配慮すること。

3 その他

- (1) 「高架道路の路面下の占用許可について」（昭和40年8月25日付け建設省道発第367号道路局長通達）は廃止する。
- (2) 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和33年11月28日付け道発第497号道路局長通達）を次のように改める。
 - ① 記1本文中「令7条1号、5号」を「令7条1号、6号」に改める。
 - ② 記1（1）及び（2）中「令第7条第5号」を「令第7条第6号」に改める。
 - ③ 記1（2）後段及び（3）を削る。
 - ④ 記3中「令第12条の2」を「令第12条の4」に、「第12条」を「第12条の2」に改める。
- (3) 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和37年9月4日付け道発第377号道路局長通達）を次のように改める。

記1（5）後段を削る。
- (4) 「高架の道路の路面下の占用許可に係る事前協議および道路の占用の期間について」（昭和47年3月17日付け建設省道政発第17号道路局長通達）を次のように改める。

記1を削る。
- (5) 「高架道路の路面下の占用許可及び石油圧送施設の占用許可に係る事前協議について」（昭和58年2月5日付け建設省道政発第12号道路局長通達）を次のように改める。

記1を削る。

別 紙

高架道路下占用許可基準

1 趣 旨

高架の道路の路面下(以下「高架下」という。)の占用については、道路の構造の保全等を図るとともに、その適正かつ合理的な土地利用に資するため、道路法及び道路法施行令に規定する占用の許可基準に加え、この基準により事務を取り扱い、道路管理の適正を期するものとする。

2 方 針

- (1) 高架下の占用は、道路管理上及び土地利用計画上十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合に限って認められているものであるが、街づくりの観点等から当該高架下の積極的な利用が必要であると認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用を認めて差し支えない。
- (2) 次の一に該当する高架下の占用は、許可しないものとする。
 - ア 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用(公共の用に供する広場、公園、運動場であつて都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。)
 - イ 高架下利用計画に適合しないもの
 - ウ 一部車線を高架とした場合における当該高架下又は高架道路の出入口付近の占用
 - エ 高架道路の周囲の道路の交通に著しい支障を及ぼす場合
- (3) 高架下の占用の許可にあたっては、公共的ないし公益的な利用を優先するものとする。
- (4) 高架下の占用は、原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者に一括して占用させるものとする。
- (5) 次に掲げる占用物件に係る高架下の占用は、許可しないものとする。
 - ア 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの
 - イ 風俗営業用施設その他これらに類するもの
 - ウ 住宅(併用住宅を含む。)

3 占用物件の構造等

- (1) 占用物件の構造については、次の基準によるものとする。
 - ア 高架道路の橋脚の外側(橋脚の外側が高架道路の外側から各側 2.0m 以上下がっているときは、当該 2.0m 下がった線)をこえてはならないこと。
 - イ 構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
 - ウ 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。
 - エ 天井は、原則として高架道路の桁下から 1.5m 以上空けること。

オ 壁体は、原則として高架道路の構造を直接利用しないこと。

カ 壁体は、原則として橋脚から 1.5m 以上空けること。

(2) 安全対策等

ア 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。

イ 占有物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員 5.5m 以上の道路に接する場合には、歩道（幅員 2.0m 以上とする。）を設けること。

ウ 緊急の場合に備え、市街地にあつては最低約 30m ごと、その他の地域にあつては約 50m ごとに横断場所を確保しておくこと。

エ 高架道路の分離帯からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有者において安全確保のため必要な措置を講ずること。

(3) 占有物件の意匠等は、都市美観を十分配慮して定めるものとする。

4 その他

(1) 占有の期間は、占有物件の性質等を考慮して適正に定めるものとする。

(2) 占有の許可にあたっては、転貸等の弊害を防止するため必要な条件を付するものとする。

(3) 高架下の利用について、公共的ないし公益的な利用の計画がない場合において、この基準に適合するときは、高架道路に係る土地等の提供者を他の者に優先して考慮することができるものとする。

(4) 占有許可物件であつて本基準に該当しないこととなるものについては、本基準に適合するよう指導することとする。ただし、当該占有物件について、大規模な改修等が必要であり、やむを得ず本基準によりがたい場合には、当面の間、本基準に適合するものとして取り扱うものとする。

平成17年9月29日国道利第9号
国土交通省道路局路政課長通達

各公団あて

高架下利用計画策定指針について

高架道路の路面下の占用については、平成17年9月9日付け国道利第5号「高架道路の路面下の占用許可について」により、都市計画等の土地利用計画、周辺地域の土地利用状況等を踏まえ、街づくりの観点等から高架道路の路面下の積極的な利用が必要であると認められる場合であって、道路管理上支障がない場合には許可することができることとされたところである。

このため、高速自動車国道、都市高速道路その他の道路で、相当区間連続して高架化されているものについては、上記通達により、高架道路の路面下の適性かつ合理的な土地利用に資するため、都市計画や周辺の土地利用状況等に十分に配慮して、高架道路の路面下の全体的な利用計画を作成することとされた。

そこで、今般、別紙のとおり「高架下利用計画策定指針」を定めたので、執務の参考とされたい。

別 紙

- 高架下利用計画策定指針

1 趣旨及び目的

道路管理者（道路管理者の権限を代行することとされている場合にあつては、当該権限を代行する者。以下同じ。）は、高架の道路の路面下（以下「高架下」という。）の適正かつ合理的な利用に資するため、高架下の利用方法等を定めた「高架下利用計画」を策定することにより、道路管理の適正を期するものとする。

2 高架下利用計画の策定の対象

高架下利用計画は、高速自動車国道、都市高速道路その他の道路で、相当区間連続して高架化されているものについて策定するものとする。

この場合において、高架下利用計画は、原則として、路線毎又は当該路線が通過する都道府県の区域毎に策定するものとする。

3 高架下利用計画の策定方針

高架下利用計画の策定に当たっては、高架下の占用が、都市計画等の土地利用計画、周辺地域の土地利用状況等を踏まえ、街づくりの観点等から高架下の積極的な利用が必要であると認められる場合であつて、道路管理上支障がない場合について認められるものであることに留意すること。

4 高架下利用計画の策定手続き

(1) 高架下の占用の要望の把握

道路管理者は、高架下利用計画の策定に先立ち、必要に応じ、関係地方公共団体、関係公益法人、高速道路株式会社（以下「会社」という。）等から高架下の占用の要望を聴取するものとする。

(2) 高架下利用審議会における審議

ア 道路管理者は、関係地方公共団体の都市計画を担当する部局の職員、学識経験者等から構成される高架下利用審議会の意見を聞いて、高架下利用計画を策定するものとする。

イ 高架下利用審議会は、以下の手順に従い、高架下の利用方法等について審議するものとする。

① 高架下利用計画に係る高架下の部分の選定

道路管理上の理由その他の理由により占用の許可を与えることが困難な場所を除いたうえ、高架下を利用することが可能な場所を選定すること。

② 都市計画等の土地利用計画、周辺地域の土地利用状況等に基づく利用用途の決定

①で選定した場所について、都市計画等の土地利用計画、周辺地域の土地利用状況等を踏まえ、街づくりの観点等から、高架下の利用用途（公園、広場等の公共の用に供する施設、店舗、事務所等の商業施設等）として、適正かつ合

理的な用途を決定すること。

③ 占用主体、占用物件等の決定

高架下の占用の要望等を踏まえ、②の高架下の利用用途に基づき、占用主体、占用物件、占用の場所、占用の開始の予定時期等の高架下の利用方法を決定する。

5 高架下利用計画の変更

高架下利用計画の変更を行おうとする場合には、原則として上記4に定める手順に従って行うものとする。ただし、高架下の利用用途の変更を伴わない等軽微な変更についてはこの限りでない。

6 その他

- (1) 高架下利用計画の策定に当たっては、本指針に従い、公平性・中立性の確保に努めること。
- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が高架下利用計画を策定する場合には、道路管理に支障を来すことのないよう会社と十分な連携を図ること。
- (3) 道路管理者は、本指針の対象となるもの以外の高架下についても、地方公共団体等の意見を聞くなどして、その適性かつ合理的な利用に配慮すること。
- (4) 既に学識経験者の意見を聞いて策定した高架下利用計画については、本指針により定めたものとみなすことができるものとする。

《参考2》 特定連結路附属地における利便増進施設の 占用関係法令等

○道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号） 一抄一
（道路の占用の許可基準）

第三十三条（略）

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この項において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められ、かつ、前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

○道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号） 一抄一
（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～八（略）

九 法第三十三条第二項に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（次号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

十（略）

○道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号） 一抄一
・（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一～十三（略）

十四 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十五～三十一（略）

2～6（略）



総管第18660号

平成19年 1月24日

国土交通省道路局 有料道路課長 殿

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

総務部長 林 部 史 明



「特定連結路附属地における利便増進施設の占用」に係る
実施要領の制定について（報告）

標記について、「高速自動車国道法等の一部を改正する法律の施行について」（平成10年9月18日付け建設省道高発第22号建設省道路局長通達）に基づき、別添のとおり実施要領を制定したので報告します。

以 上

特定連結路附属地における利便増進施設の占用

実 施 要 領

平成 19 年 1 月

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

目 次

	頁
1. はじめに	
(1) 「インターチェンジの利用可能地の活用」の概要	1
(2) 対象業種	2
(3) 占用期間	2
2. 占用許可の手続について	
(1) 審査基準の公表	2
(2) 手続のフロー	2
(3) 公募方法	4
(4) 審査の実施方法	4
(5) 占用許可申請書の記載方法	5～8
3. 変更許可等の手続について	
(1) 占用物件の譲渡及び営業内容の変更について	9
(2) 占用に関する事項の変更について	9
(3) 変更許可申請書の記載方法	9～10
4. 審査基準	
(1) 事業者及び事業計画に関する事項	11～13
① 事業者・施設内容としての欠格事由	
② 審査の内容	
(2) 占用物件の構造等に関する事項	13～14
① 占用物件の構造	
② 工事实施の方法	
③ 工事の時期	
④ 道路の復旧方法	
⑤ その他	
5. 占用料に関する事項	
(1) 占用料の額の基準	14
(2) 占用料の納入方法について	14～15

(3) 公租公課について	15
(4) 占用料の見直しについて	15
① 積算占用料	
② 収益占用料	
6. 占用許可条件	
(1) 施設の工事について	15
(2) 施設の維持管理について	15～16
(3) 道路管理協力義務等について	16
(4) 占用料について	16
(5) 占用期間満了時等の措置について	16
(6) その他	16～17
7. その他	
(1) 会社が行う占用に関する工事	17
(2) 監督処分及び許可の取り消しについて	17～18
(3) 利便増進施設を閉鎖（廃業）する場合	18
(4) 道路内の建築制限について	18
(5) 道路使用許可について	18
(6) 一般道路の承認工事について	18
8. 相談窓口	19～21

利便増進施設関係法令

(別冊)

本実施要領は、高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速道路」といいます。）の特定連結路附属地における利便増進施設の占用について、その許可手続き、審査基準及び占用料の算定方法等を定めたものであり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）が保有する高速道路の特定連結路附属地について適用するものです。

1. はじめに

(1) 「インターチェンジの利用可能地の活用」の概要

この制度は、既存の高速道路の特定連結路附属地（インターチェンジに附属する道路区域内の土地：図参照）において、当該高速道路を利用される方の利便の増進に資するために民間事業者等（以下「事業者」といいます。）が設置する施設（以下「利便増進施設」といいます。）で、当該土地の合理的利用の観点からふさわしいと認められるものの占用を可能とするものです。

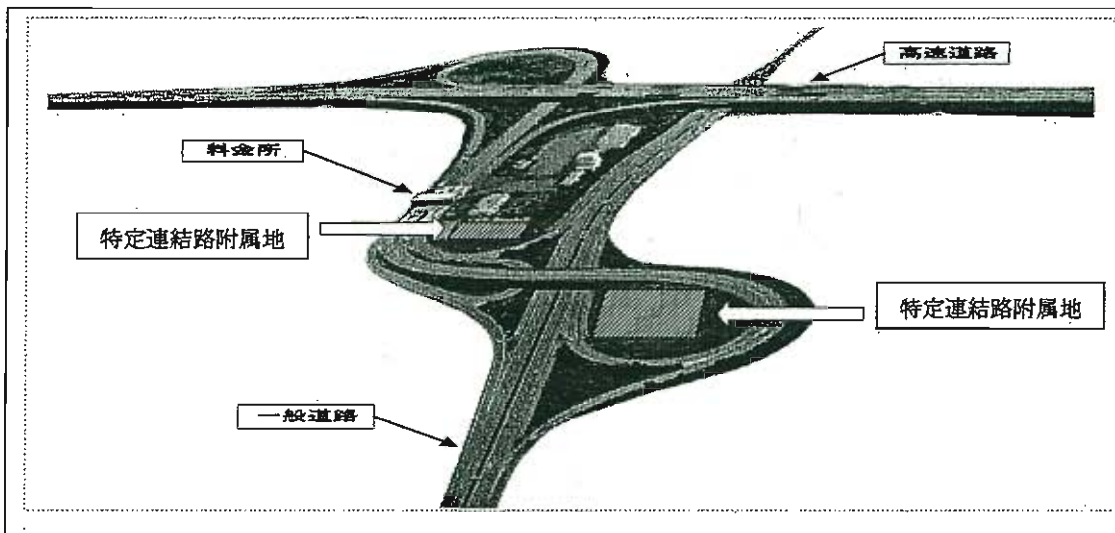
「占用」とは

道路法第18条又は高速自動車国道法第7条にいう道路区域内の土地は、一般交通の用に供するため、原則的には工作物等を設置することはできません。

これに対して、特別に、機構等の道路管理者の許可を受けて道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することができます。これを道路の占用といいます。

（道路法第32条参照）

これまでは、占用が許可されるのは、道路の敷地外に余地がないため、道路区域内の土地に工作物等を設けることがやむを得ない場合に限定されていました。平成10年の法改正により規制が緩和され、他に余地がある場合でも、特定連結路附属地の合理的な利用の観点から、高速道路を利用する方の利便の増進に資する民間施設を設置することがふさわしいと認められる場合には、占用を許可できることとされました。



特定連結路附属地の例（インターチェンジごとに状況は異なります。）

(2) 対象業種

食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、当該高速道路を利用する方の利便の増進に資するものとし、(道路法第33条第2項及び道路法施行令第7条第9号参照)

典型的な業種の例としては、ファミリーレストラン、コンビニエンスストア等が想定されますが、具体的には、本実施要領の末尾記載の機構又は高速道路株式会社法に規定された会社(以下、「会社」といいます。)の「相談窓口」にご相談下さい。

なお、利便増進施設においては、酒類及びアルコールを含むドリンク剤等は販売できません。

(3) 占用期間

占用期間は占用許可の日から5年以内とし、5年を超える場合は、5年毎に更新するものとし、ただし、更新は最高3回まで(最長20年間)とします。

2. 占用許可の手続について

(1) 機構は、審査基準を公表します。

(2) 手続のフロー

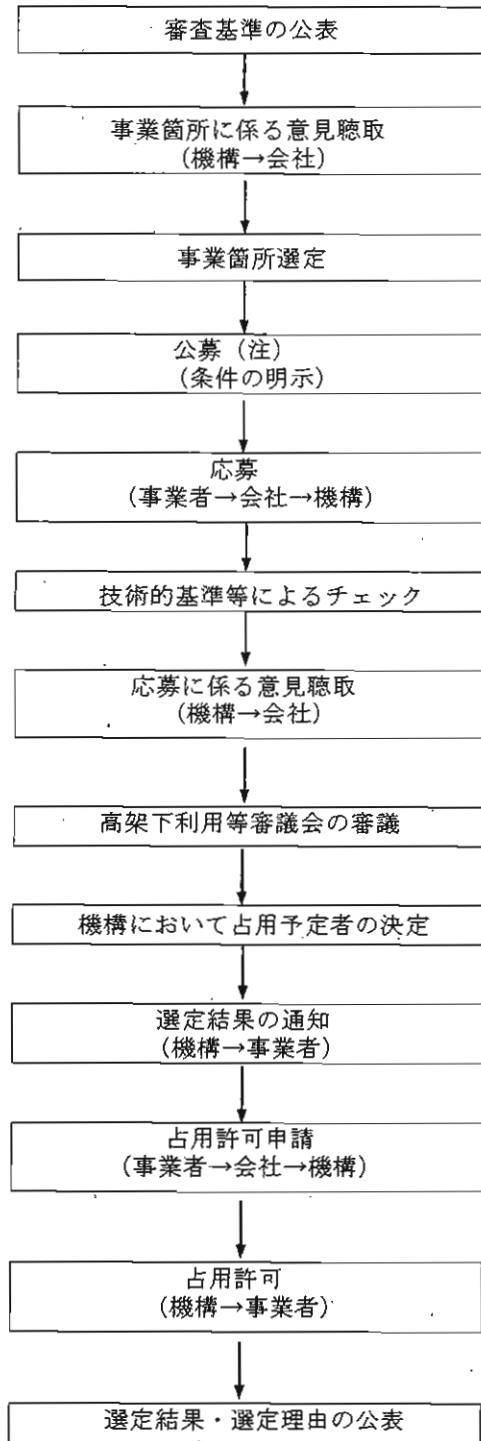
機構は、会社に意見聴取した上で事業箇所を選定し、条件を明示して事業者を公募するものとし、ただし、道路管理施設が存在する、道路の新設又は改築の計画がある等の理由による道路管理上の必要から、道路管理者と同等の能力を有する者に占用させることが適当と認められる場合は、公募しないことができるものとし、

機構は、事業者の応募に基づき、技術的基準等による審査を行った上で、会社に意見聴取を行います。

機構は、透明性・公平性を確保する観点から、占用許可の可否等について、高架下利用等審議会において審議した上で、占用予定者を決定し、選定結果・選定理由について応募者に通知します。

機構は、占用許可申請に基づき、占用許可手続を行い、選定結果・選定理由について公表します。

〔占用手続フロー図〕



(注) 道路管理施設が存在する、道路の新設又は改築の計画がある等の理由による道路管理上の必要から、道路管理者と同等の能力を有する者に占用させることが適当と認められる場合は、公募しないことができるものとします。

(3) 公募方法

利便増進施設の占用については、対象となるインターチェンジを指定して、機構ホームページ等で公募の周知をするとともに、応募を希望される方に公募案内を配付して、公募条件（応募期間、応募資格、占用可能範囲、占用料の算定方法、審査方法等）の詳細をお知らせします。

公募案内は、本実施要領の末尾記載の相談窓口で配付します。

(4) 審査の実施方法

機構は、事業者からの応募を受けて、利便増進施設が客観的条件に適合しているかをチェックした上で、透明性・公正性を確保するため、学識経験者等をメンバーとして設置した「高架下利用等審議会」（以下「審議会」といいます。）の審議に付し、その結果を踏まえて、機構が占用予定者を決定します。

① 技術的基準等によるチェック

機構は、利便増進施設が政令・省令等に規定する占用の期間、占用の場所、占用物件の構造、工事实施の方法、工事の時期、道路の復旧方法等の客観的条件に適合しているかをチェックします。

② 会社への意見聴取

機構は、会社に対し、利便増進施設の設置について、道路の維持管理上支障がないか等について意見聴取を行います。

③ 審議会への付議

機構は、応募を受け付けた案件について、技術的基準等のチェック後、直近の審議会に事案を付議します。

④ 選定結果・理由の通知及び公表について

機構は、応募者のプライバシー・利益保護に配慮しつつ、占用予定者の決定後、すみやかに応募者全員に選定・非選定の結果及びその理由を通知し、占用許可後、応募状況、選定された事業者の氏名・名称、選定結果、選定理由等を記載した書類を機構ホームページに掲載するとともに本実施要領の末尾記載の相談窓口に備え付けて、閲覧に付すこととします。

(5) 占用許可申請書の記載方法

新規	更新	変更	(番号) 年 月 日
----	----	----	---------------

道路占用（申込書）許可申請書

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構

理事長

殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

担当者

印

道路法第 32 条の規定により許可を申請します。

(〇〇地区利便増進施設占用の募集について下記のとおり申し込みます。)

占用の目的					
占用の場所	路線名				
	場所				
占用物件	名 称	規 模	数 量		
占用の期間	平成 年 月 日から	占用物件 の 構 造			
	平成 年 月 日まで				
工事の期間	平成 年 月 日まで	工事实施 の 方 法			
	平成 年 月 日まで				
道路の 復旧方法		添付書類			
備 考					

記載要領

- 1 新規、変更、更新については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 3 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 4 占用物件、占用物件の構造、工事の期間、工事の実施方法の欄は別添書類で記載することも可とします。
- 5 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面、その他必要な書類等の添付書類名を記載すること。

(記入例)

新規	更新	変更	(番号) 年 月 日
----	----	----	---------------

道路占用（申込書）許可申請書

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構

理事長

殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

担当者

印

道路法第 32 条の規定により許可を申請します。

(〇〇地区利便増進施設占用の募集について下記のとおり申し込みます。)

占用の目的	利便増進施設の設置のため		
占用の場所	路線名	〇〇自動車道 〇〇線	
	場 所	〇〇インターチェンジ〇〇地区 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	別添占用物件概要書のとおり	同左	同左
占用の期間	平成 年 月 日から	占用物件 の 構 造	別添占用物件概要書のとおり
	平成 年 月 日まで		
工事の期間	平成 年 月 日まで	工事实施 の 方 法	別添占用物件の工事概要書のとおり
	平成 年 月 日まで		
道路の 復旧方法	機構の指示のとおり	添付書類	占用物件概要書、位置図、全体 配置計画図、平面図、立面図、 縦断面図、横断面図、占用物件 の設計図、土地の丈量図・面積 計算書、占用物件の工事概要書
備 考			

占用許可申請書に係わる提出書類一覧 (利便増進施設)

必要書類	申込時	占用許可申請時	根拠法令(道路法)
占用申込・許可申請書類			
〔記載事項〕			
1 占用の目的		○	第32条第2項第1号
2 占用の期間	○	○	第32条第2項第2号
3 占用の場所		○	第32条第2項第3号
・位置図		○	
4 占用物件	○	○	
・全体配置計画図	○	○	
・占用する土地の丈量図		○	
・占用面積計算書		○	
5 占用物件の構造	○	○	第32条第2項第4号
・平面図	○	○	
・立面図	○	○	
・縦断面図		○	
・横断面図		○	
・占用物件の設計図		○	
6 工事の実施方法	○	○	第32条第2項第5号
・占用物件の工事概要書	○	○	
7 工事の期間	○	○	第32条第2項第6号
8 道路の復旧方法	○	○	第32条第2項第7号
9 その他必要な事項	○	○	
・占用物件概要書	○	○	
・駐車場内動線計画図	○	○	
・申請者が十分な資力信用力を有することを明らかにする書類 (以下のイ～エのうちから選択)			
イ 申請者が法人			
(1) 定款又は寄付行為	○		
(2) 法人の登記簿謄本	○	○	
(3) 事業概要書並びに役員の名簿及び履歴書	○	○	
(4) 直近3期分の貸借対照表、損益計算書及びそれぞれの明細、並びに納税証明書	○		
(5) 資格を要する業種にあつてはその免許の写し	○		
ロ 申請者が法人を設立しようとするもの			
(1) 定款又は寄付行為			
(2) 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書	○		
(3) 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは株式の引受又は募集の計画書	○	○	
ハ 申請者が法人格なき組合			
(1) 組合契約書の写し	○	○	
(2) 組合員の名簿及び履歴書	○	○	
(3) 組合の資産目録	○		
(4) 直近3期分の決算関係書類	○		
(5) 資格を要する業種にあつてはその免許の写し	○		
ニ 申請者が個人			
(1) 戸籍抄本又はこれに類する書類	○	○	
(2) 履歴書	○		
(3) 資産目録	○		
(4) 直近3期分の納税証明書の写し	○		

※ 必要に応じて、業界事情、申出者の取引状況等について、審査の段階でヒアリングさせて頂く場合があります。

添付図面で明示すべき事項

図面等の種類	明示すべき事項	縮尺
位置図	方位、縮尺、占用箇所の位置	5万分の1
全体配置計画図	方位、縮尺、占用する敷地の境界、予定建築物等の位置及び形状と用途、駐車場の位置及び形状、敷地の出入路の位置及び形状	5百分の1
平面図	方位、縮尺、予定建築物の平面図、占用する敷地の境界	百分の1
立面図	縮尺、予定建築物の立面図、占用する敷地の境界	百分の1
縦断面図	縮尺、地盤線、予定建築物の縦断面、占用する敷地の境界	適宜
横断面図	縮尺、地盤線、予定建築物の横断面、占用する敷地の境界	適宜
占用物件の設計図	建築物等の詳細設計図、給排水管路図、電気・電話管路図、出入路詳細図	適宜
占用物件の工事概要書	工事数量、施工計画、工事工程	
占用物件概要書	利便増進施設の業務内容、事業計画、資金計画・収支計画、駐車場の配置計画及びその根拠、管理運営計画 ※占用の更新を予定している場合は、資金計画・収支計画については、全体の計画とすること。	
駐車場内動線計画図	駐車場内の自動車の交通動線（進行方向）が分かる図面等	5百分の1

3. 変更許可等の手続について

(1) 占用物件の譲渡及び営業内容の変更について

占用物件の譲渡は禁止します。

また、占用物件における営業内容を変更する場合には、占用許可又は変更許可が必要となります。

(2) 占用に関する事項の変更について

利便増進施設の占用許可を受けた方が次の事項を変更しようとする場合は、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められる軽易なものである場合を除き、あらかじめ機構の許可を受けなければなりません。

(道路法第32条第3項)

- ・ 道路の占用の期間
- ・ 道路の占用の場所
- ・ 占用物件の構造
- ・ 工事实施の方法
- ・ 工事の時期
- ・ 道路の復旧方法

軽易な事項（道路法施行令第8条）

- ① 占用物件の構造の変更であって重量の著しい増加を伴わないもの。
- ② 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない物件の占用物件に対する添加であって、当該道路占用者が当該占用の目的に附随して行うもの。

(3) 変更許可申請書の記載方法

変更許可申請書の様式は、当初の占用許可申請書と共通です。

新	更	変	(番号)
規	新	更	年 月 日

の「変更」を○で囲み、従前の許可書の番号及び年月日を記載して下さい。

「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、占用物件の構造等の変更に係る図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載して下さい。

○ 占有変更許可申請書の添付書類

変更しようとする事項により下記の書類のうち必要なものを添付して下さい。

書類等の種類	明示すべき事項	縮尺
占有変更理由書		
占有施設概要書	利便増進施設の業務内容、事業計画、資金計画、収支計画、管理運営計画	
位置図	方位、縮尺、占有箇所の位置	5万分の1
全体配置計画図	方位、縮尺、占有する敷地の境界、予定建築物等の位置及び形状と用途、駐車場の位置及び形状、敷地の出入路の位置及び形状	5百分の1
丈量図		5百分の1
変更内容を示す図面		5百分の1
占有物件の工事概要書	工事数量、施工計画、工事工程	
申請場所及びその付近の写真		

4. 審査基準

(1) 事業者及び事業計画に関する事項

① 事業者・施設内容としての欠格事由

- イ 事業者である法人の役員（事業者が個人の場合は当該個人）が以下に該当するもの
- ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・破産者で復権を得ないもの
 - ・禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
 - ・現に道路管理者、機構又は会社と係争中の者
 - ・道路法等の悪質な違反者

(例)

- ・事故等により道路を損傷したことについて、国土交通省又は会社から原因者負担金の負担を命じ若しくは求められたにもかかわらず、滞納している者
 - ・車両制限令違反を重ねている者
- 等

ロ 事業者である法人が以下に該当するもの

- ・現に道路管理者、機構又は会社と係争中の者
- ・道路法等の悪質な違反者

ハ 営業の実態等からみて社会的批判を受けるおそれのあるもの

② 審査の内容

事業者及び事業計画について、次の4つの観点から評価を行うものとします。

- | |
|---------------------|
| イ 事業者の資力・信用及び事業の安定性 |
| ロ 地域との調和 |
| ハ 利用者の利便性 |
| ニ 有料道路事業への収益還元 |

イ 事業者の資力・信用及び事業の安定性

(着眼点)

- 1) 事業経験・銀行取引状況
 - ・事業経験 (※)
 - ・銀行取引状況
- 2) 業界事情と業界内地位
 - ・業界内ランク

- ・株式の公開
- ・業界の売上高等の伸び率
- 3) 成長性・収益性・安全性
 - ・成長性〔売上高、利益水準（営業利益、経常利益）〕
 - ・収益性〔利益率水準（売上高経常利益率、総資本経常利益率）、経営効率（総資産回転期間、固定資産回転期間）〕
 - ・安全性〔流動比率、固定比率、自己資本比率〕
- 4) 事業計画の安定性
 - ・営業開始後の銀行借入必要期間
 - ・当該事業の利益率
 - ・投資回収期間
 - ・総資産に対する計画投資額の割合
等

※事業経験に着眼する場合

商法（合併・分割等）やその他法に基づき、前法人より事業承継した法人については、前法人における事業年数も考慮するものとします。

ロ 地域との調和

（着眼点）

- ・地元の事業者が営業者となるか
- ・地元のまちづくり計画と整合しているか
- ・一般道の交通に悪影響を与えないか
- ・地元の人がどの程度利用するか
- ・立地について目立った反対運動はないか
- ・立地について騒音・振動等近隣状況に支障はないか
- ・周辺の景観との調和はどうか
- ・緑化・省エネ・省資源等環境対策に積極的に取り組んでいるか
等

ハ 利用者の利便性

（着眼点）

- ・営業時間はどうか
- ・公衆トイレの設置状況はどうか
- ・バリアフリーに対する対応はなされているか
- ・道路案内等の情報提供を行うか
- ・利用者ニーズが高いか
- ・複数業種のテナントにより多様なサービスが提供されるか
- ・商品（アイテム数、地域指向の品揃え等）の取扱いは充実しているか

- ・施設の利用者の範囲が限定されないか
- ・有料道路利用者に独自の創意工夫によるサービスの提供が図られるか
- 等

二 有料道路事業への収益還元

(着眼点)

- ・占用料の額
- 等

(2) 占用物件の構造等に関する事項

① 占用物件の構造

1) 建物等

- イ. 特定連結路附属地に設ける占用物件の構造は、道路法施行令第12条第4号によるものとしします。
- ロ. 広告物の掲出にあたっては、その地域の「屋外広告物条例」等を遵守するとともに、過度なネオン・サイン及び電飾等により高速道路の自動車の走行に支障がないようにするものとしします。

2) 駐車場

イ. 駐車場の確保

特定連結路附属地に接続する高速道路のランプや一般道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことのないよう、駐車需要に応じた規模の駐車場を確保するものとしします。

ロ. 駐車場の構造

駐車場の構造は、駐車場法施行令第8条、第9条に準ずるものとしします。

ハ. 自動車の出入口

自動車の出入口は、駐車場法施行令第7条に準ずるものとしします。

3) 通路その他の施設

高速道路のランプから分岐する場合の通路の構造は、安全かつ円滑な交通を確保できるよう計画し、当該高速道路を管理する会社の設計要領等（注）に準ずるものとしします。

(注) 会社の設計要領等

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が管理する高速道路

東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株) 設計要領

首都高速道路(株)が管理する高速道路 計画設計資料

阪神高速道路(株)が管理する高速道路の場合 設計基準

本州四国連絡高速道路(株)が管理する高速道路 幾何構造基準

② 工事実施の方法

占用に関する工事の実施方法は、道路法施行令第13条によるものとします。

③ 工事の時期

占用に関する工事の時期は、道路法施行令第14条によるものとします。

④ 道路の復旧方法

占用に関する道路の復旧の方法は、道路法施行令第15条によるものとします。

⑤ その他

本要領に記載のない項目については、別途、機構及び会社に協議を行うものとします。

5. 占用料に関する事項

(1) 占用料の額の基準

占用者に占用の対価としてお支払い頂く占用料の額の算定方法は以下のとおりです。

$$\text{占用料 (年額)} = \frac{\text{積算占用料} + \text{収益占用料}}{2} \times \text{占用面積}$$

◆ 積算占用料とは・・・

近傍類似の土地の1㎡あたりの時価に道路法施行令で定められている率を乗じて得られる額をいいます。

なお、近傍類似の土地の1㎡あたりの時価は、機構が明示します。

◆ 収益占用料とは・・・

占用施設において行われる営業により得られる1㎡あたりの年間売上収入額に、下記区分に応じた率を乗じて得られる額をいいます。

近傍類似の土地の時価 (1㎡あたり)	率
400,000円以上	0.019035
200,000円～400,000円	0.014805
200,000円未満	0.01098

(2) 占用料の納入方法について

占用許可をした日から1月以内に納入告知書により初年度分を一括して納入して頂きます。占用期間が翌年度以降にわたる場合においては、毎年度当該年度分を4月30日ま

でに納入して頂きます。

(3) 公租公課について

占用施設が立地したことにより新たに公租公課（固定資産税、都市計画税）が課された場合は、当該公租公課相当額は、占用料とは別に占用者に負担して頂きます。

(4) 占用料の見直しについて

① 積算占用料

近傍類似の土地の時価については、毎年度、不動産価格の推移を示す指数を用いて時点修正を行います。また、占用の更新がなされたときは、再度近傍類似地の評価を行います。

② 収益占用料

一年当たりの売上収入額については、占用者に報告して頂き、それを基に占用料の算定を行います。なお、占用許可をした年度については、収益占用料の算定は行わず、積算占用料に占用面積を乗じた額を占用料とします。

6. 占用許可条件

占用許可にあたっては、高速道路の構造を保全し、その安全かつ円滑な交通を確保するために、次のような条件を付すものとします。（条件が変更される場合や、これら以外の条件が付加される場合があります。）

(1) 施設の工事について

- ① 工事の実施にあたっては、あらかじめ工程表及び施工計画書を付して会社に届け出てその指示に従うとともに、工事完了の際は工事完了写真を添えて会社に届け出て、その検査を受けること。
- ② 工事の実施にあたっては、既設排水施設及びケーブル等の機能を損なわないよう十分配慮するとともに、占用施設の排水設備を完備すること。
- ③ 工事完了後、占用施設の補修その他の工事を行おうとするときは、あらかじめ機構又は会社に届け出て、その指示により占用変更許可申請等の手続きを行うこと。

(2) 施設の維持管理について

- ① 本占用に起因して道路を破損し、又は破損するおそれのある場合は、会社の指示する工法により修復し、又は相当の措置をとるとともに、その費用は占用者において負担すること。
- ② 道路が災害その他不可抗力によって破損し、占用施設を損傷した場合は、占用者に

において補修等必要な措置を講じるものとし、機構及び会社はその責を負わないこと。なお、当該施設の復旧については、その都度、会社と協議すること。

③ 占有者は、占有の場所を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、道路の構造及び交通に支障を及ぼさないようにするとともに、道路の美観を害さないようにすること。また、安全かつ円滑な交通を確保するため、会社が必要な措置を求めた場合は、これに従うこと。

④ 火災、煤煙、悪臭、騒音等の発生防止に十分留意すること。

⑤ 易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用しないこと。ただし、燃料用として必要最小限のものについては、この限りではない。

(3) 道路管理協力義務等について

① 会社が行う各種工事の施行については、占有者はこれを容認し、かつ妨げないものとし、当該工期中の占有者の損害については、機構及び会社はその責を負わないこと。

② 道路管理の必要上、機構又は会社が行う占有施設への立入りについては、占有者はこれを容認し、かつ妨げないこと。

③ 機構が道路工事又は道路管理の必要上、占有許可を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は占有施設の移転、撤去、変更等を求めたときはこれに従うこと。

④ 高速道路区域内において発生した緊急事態を発見し、又はこれについて連絡を受けた場合は、すみやかに会社に連絡すること。

(4) 占有料について

① 占有料は、機構の発行する告知書に基づき納入すること。

② 占有者は、前年度の売上収入額について、機構又は会社の指示に基づき、機構又は会社に報告すること。

(5) 占有期間満了時等の措置について

① 占有期間が満了したときは、会社の指示に基づき原状回復等の措置を講じること。

② 占有期間が満了する前に占有を廃止する場合は、機構又は会社に届け出て、会社の指示に基づき原状回復等の措置を講じること。

③ 占有期間満了後引き続き占有しようとするときは、期間満了の3ヶ月前までに機構又は会社に申請し、許可を受けること。

(6) その他

① 占有者は占有施設を第三者に譲渡しないこと。

② 占有施設を担保に供する場合には、機構に報告すること。

- ③ 占用施設には、占用許可番号、期間、面積、目的、占用者の所在地及び名称を明記した標札を会社の指示する場所に掲示すること。
- ④ 占用敷地の境界には、会社の指示する境界標を設けること。ただし、これによりがたい場合は、会社の指示する方法に従うこと。
- ⑤ 占用の目的又は場所の変更をしないこと。
- ⑥ 利便増進施設の種類のを変更をしないこと。
- ⑦ 酒類等占用施設で販売することがふさわしくない商品の販売を行わないこと。
- ⑧ 占用者は、名称又は所在地等を変更した場合は、遅滞なく機構及び会社に届け出ること。
- ⑨ この許可に基づく占用者の権利は、第三者に譲渡しないこと。
- ⑩ 本占用に起因して、機構若しくは会社又は第三者に損害を与えた場合、又は第三者から苦情等があった場合は、占用者において損害賠償、苦情処理等の措置を講じること。
- ⑪ 占用施設を賃貸する場合には、次の各号に掲げる事項につき、然るべき措置をとること。なお、賃借人を決定、変更した場合は速やかに機構に報告すること。
 - 一 賃借人に占用許可条件を遵守させること。
 - 二 賃借人が第三者に転貸させないようにすること。ただし、機構の承認を受けた場合は、この限りではない。
- ⑫ 営業時間を変更し、又は営業を休止する場合は会社に報告すること。
- ⑬ 本占用に起因して、機構に公租公課が課せられる場合は、占用者は、当該公租公課に相当する額を機構の発行する告知書に基づき納入すること。
- ⑭ 上記各項の他、申請書どおりとし、道路法その他関係法令を遵守すること。

以上の条件に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。

7. その他

(1) 会社が行う占用に関する工事

占用に関する工事は、占用許可を受けた事業者が行うのが原則ですが、道路の構造を保全するために必要があると認められる場合又は占用許可を受けた事業者の委託があった場合には、会社は、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができることとされています。（道路法第38条参照）

手続としては、占用許可を受けた後に、事業者、機構及び会社の間で基本協定を締結し、実施に当たっての詳細な事項については、毎年度契約を締結するものとします。

(2) 監督処分及び許可の取り消しについて

高速道路の交通の安全性・円滑性を確保するために、機構は、道路法の規定や占用許可

の際に附した占用許可条件に違反している事業者に対して、占用許可の取り消し、効力の停止、行為若しくは工事の中止、道路の原状回復等を命ずること（以下「監督処分」といいます。）があります。（道路法第71条第1項参照）

また、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合にも、機構は、上記の監督処分を行うことがあります。（道路法第71条第2項参照）

(3) 利便増進施設を閉鎖（廃業）する場合

利便増進施設を閉鎖（廃業）する場合には、会社の指示する工法により原状回復等の措置を講じて頂きます。

(4) 道路内の建築制限について

特定連結路附属地は、建築基準法第42条の「道路」として扱われないことから、特定連結路附属地に設けられる利便増進施設については、建築基準法第44条の道路内建築制限が課せられないこととなっています。

(5) 道路使用許可について

利便増進施設の工事に当たって、道路使用許可（道路交通法第77条）が必要となる場合には、事業者において所轄警察署長の許可を受けて頂きます。

なお、道路交通法第78条第2項の規定に基づき、機構を経由して申請書の提出をすることができます。

(6) 一般道路の承認工事について

一般道路との出入口を設ける場合には、一般道路の道路管理者に対して、別途道路法第24条の規定に基づく承認工事の手続が必要となります。

8. 相談窓口

機構及び会社では、民間企業等の皆様に特定連結路附属地における占用許可の仕組み等をご紹介していくと共に、ご相談等に応じていくため、相談窓口を設置しております。皆様の事業活動にお役に立てればと考えておりますので、是非ご利用下さい。

なお、相談窓口において、本実施要領を受け取ることができます。

◇ 相談窓口

独立行政法人日本高速道路保有債務・返済機構 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-8-6 住友不動産日比谷ビル 7F 総務部管理課 TEL 03-3508-5164 (直通) 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 3-5-7 御堂筋本町ビル 4F 関西業務部管理課 TEL 06-6265-9360 (直通)

東日本高速道路株式会社 本社 管理事業部・管理グループ 建設事業部・事業統括チーム 北海道支社 総合調整部・企画調整グループ 東北支社 総合調整部・企画調整グループ 関東支社 総合調整部・企画調整グループ 新潟支社 総合調整部・企画調整グループ	〒100-8979 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング TEL 03-3506-0111(代表) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 TEL 011-896-5211(代表) 〒980-0021 仙台市青葉区中央 3-2-1 青葉通プラザビル TEL 022-711-6411(代表) 〒110-0014 台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5号館 TEL 03-5828-8181 (代表) 〒950-1101 新潟市山田 2310-1 TEL 025-234-7111(代表)
首都高速道路株式会社 営業部・道路管理グループ 西東京管理局 道路管理グループ	〒100-8930 千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル TEL 03-3502-7311(代表) 〒102-0093 千代田区平河町 2-16-3 TEL 03-3264-8202

<p>東東京管理局 道路管理グループ</p>	<p>〒103-0015 中央区日本橋箱崎町 43-5 TEL 03-5640-4827</p>
<p>神奈川管理局 道路管理グループ</p>	<p>〒221-0044 横浜市神奈川区東神奈川 1-3-4 TEL 045-451-7916</p>
<p>中日本高速道路株式会社 建設事業本部計画設計チーム 保全・サービス事業本部 道路・不動産管理チーム</p>	<p>〒460-0003 名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル TEL 052-222-1620 (代表)</p>
<p>中部地区支配人 コーポレート部企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p>	<p>〒460-0003 名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル TEL 052-222-1181 (代表)</p>
<p>横浜支社 コーポレート部企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p>	<p>〒222-8510 横浜市港北区新横浜 3-9-18 新横浜 TECHビルB館 TEL 045-475-9200(代表)</p>
<p>八王子支社 コーポレート部企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p>	<p>〒192-8648 八王子市字津木町 231 TEL 0426-91-1171(代表)</p>
<p>金沢支社 コーポレート部企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p>	<p>〒920-0365 金沢市神野町東 170 TEL 076-240-4930(代表)</p>
<p>西日本高速道路株式会社 管理事業部・管理グループ</p>	<p>〒530-0003 大阪市北区堂島 1-6-20 堂島7ハング TEL 06-6344-4000(代表)</p>
<p>関西支社 管理事業部・管理グループ</p>	<p>〒530-0003 大阪市北区堂島 1-6-20 堂島7ハング TEL 06-6344-8888(代表)</p>
<p>中国支社 管理事業部・管理グループ</p>	<p>〒730-0017 広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビル TEL 082-212-4111(代表)</p>
<p>四国支社 管理事業部・管理グループ</p>	<p>〒760-0065 高松市朝日町 4-1-3 TEL 087-823-2111(代表)</p>
<p>九州支社 管理事業部・管理グループ</p>	<p>〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルカトーラ TEL 092-762-1111(代表)</p>

阪神高速道路株式会社 業務部 業務企画グループ	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪センタービル TEL 06-6252-8121(代表)
大阪管理部 道路管理グループ	〒552-0006 大阪市港区石田 3-1-25 TEL 06-6576-3881(代表)
神戸管理部 道路管理・環境対策グループ	〒650-0041 神戸市中央区新港町 16-1 TEL 078-331-9801(代表)
本州四国連絡高速道路株式会社 管理事業本部業務部 管理課	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 4-1-22 アパニエス三宮ビル TEL 078-291-1000(代表)
神戸管理センター	〒655-0852 神戸市垂水区名谷町 549 TEL 078-709-0084(代表)
鳴門管理センター	〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛 18 TEL 088-687-2166(代表)
岡山管理センター	〒701-0304 岡山県都窪郡早島町大字早島 2985 TEL 086-483-1100(代表)
坂出管理センター	〒762-0025 坂出市川津町下川津 4388-1 TEL 0877-45-5511(代表)
しまなみ尾道管理センター	〒722-0073 尾道市向島町 6904 TEL 0848-44-3700(代表)
しまなみ今治管理センター	〒794-0072 今治市山路 751-2 TEL 0898-23-7250(代表)

《参考3》 高速道路利便施設等の連結関係法令等

○高速自動車国道法（昭和三十二年四月二十五日法律第七十九号） 一抄一
（高速自動車国道との連結の制限）

第十一条 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。

一 （略）

二 当該高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該高速自動車国道を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

（連結許可等）

第十一条の二 （略）

2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。

一～三 （略）

3～7 （略）

○道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号） 一抄一
（自動車専用道路との連結の制限）

第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

一 （略）

二 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

（連結許可等）

第四十八条の五 （略）

2 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区

分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

一～三 (略)

3～4 (略)

○道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号） 一抄一

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一～二 (略)

三 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第二項第三号に掲げる施設について高速自動車国道との連結を許可し、同条第五項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第十一条の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

四～二十五 (略)

二十六 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十七～三十一 (略)

2～6 (略)



国道有第141号
平成18年4月3日

独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構
総務部長
企画部長 殿

国土交通省道路局
有料道路課長



「高速道路利便施設の連結」について

標記については、「高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて」（平成17年10月18日付け国道利第24号）により取扱うこととして
いるところであるが、貴職が保有する高速自動車国道及び自動車専用道路に係る取扱い
については、別添のとおり実施要領を作成したので通知する。

なお、「高速自動車国道法等の一部を改正する法律の施行に係る運用方法等の細目
について」（平成10年12月1日付け建設省道高発第31号）において通知した実施要
領については、廃止する。

高速道路利便施設の連結

実 施 要 領

国 土 交 通 省

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

目 次

	頁
1. 制度の概要	1
2. 高速道路利便施設の連結手続	
(1) 高速自動車国道における高速道路利便施設(開放型)の連結手続	2
(2) 高速自動車国道における高速道路利便施設(閉鎖型)及び自動車専用道路の連結手続	2
3. 審査基準	
第1 技術的基準等について	
(1) 連結位置に関する基準	4
(2) 通路等の構造に関する基準	7
第2 事業者及び事業計画に関する基準について	
(1) 欠格事由	12
(2) 審査の内容	12
4. 審査結果の通知・公表	
(1) 連結予定者の決定等通知	14
(2) 連結者の決定等の公表	14
5. 整備手法	
(1) 通路等の事業区分	15
(2) 通路等の費用負担	16
6. 通路等の維持管理に関する事項	
(1) 維持管理の体制	17
(2) 通路等の維持管理	17
(3) 緊急時における措置	17
(4) 通路等の開閉方法	17

7. 連結料の額の基準及び徴収方法	
(1) 連結料の構成	18
(2) 連結料の算定方法	18
(3) 連結料の徴収方法	18
(4) 連結料の見直し	18
8. 連結許可条件	
(1) 高速道路利便施設の工事について	19
(2) 高速道路利便施設の維持管理について	19
(3) 道路管理上の協力義務について	19
(4) 連結期間満了時等の措置について	20
(5) その他	20
9. 変更許可等の手続	21
10. その他	
(1) 受委託に関する事項	22
(2) 監督処分及び許可の取り消しについて	22
(3) 高速道路利便施設の閉鎖（廃業）について	22
(4) 交通管理者との協議について	22
(5) 支援措置について	22
11. 相談窓口	23
12. 様式集	
様式1 連結許可（更新）申請（連結申出）書 （道路法に基づく連結許可申請書）	26
様式2 連結許可（更新）申請（連結申出）書 （高速自動車国道法に基づく連結許可申請書）	28
様式3 資金計画書（収支計画、年度別資金計画）	30
様式4 変更許可申請書 （道路法に基づく連結許可申請書）	33
様式5 変更許可申請書 （高速自動車国道法に基づく連結許可申請書）	34

本実施要領は、高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速道路」といいます。）との連結について、その許可手続き、審査基準及び連結料の算定方法等を定めたものであり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）が保有する高速道路との連結について適用するものです。

1. 制度の概要

平成17年10月1日に施行された「日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律」（平成16年法律第101号）により、道路法（昭和27年法律第180号）及び高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）の一部が改正され、高速道路に連結することができる施設についての規定が拡充されました。

これにより、

- ① 道路法上の道路等
- ② 休憩所、給油所、商業施設、レクリエーション施設等（以下「**利便施設等**」といいます。）
- ③ **利便施設等と高速道路を連絡する通路等**（以下「**通路等**」といいます。）

が連結の対象施設として規定されています。

この制度は、民間事業者等（以下「事業者」といいます。）が設置する利便施設等又は通路等（以下「**高速道路利便施設**」といいます。）と高速道路とを直接結ぶことを可能としたものであり、高速道路を活用した多様な事業の推進を目的としております。

事業形態としては、高速道路から当該施設を介して、一般道路への車両の出入りが可能か否かにより、「開放型」と「閉鎖型」の2種類に分類されます。

開放型	閉鎖型
高速道路から当該施設を介して、一般道路に車両が出入りできるもの	高速道路から当該施設を介して、一般道路に車両が出入りできないもの
<p>高速道路への連結は、上図に示したような既存のサービスエリア、パーキングエリアに連結する場合の他、高速道路本線に直接連結することも可能です。</p>	

2. 高速道路利便施設の連結手続

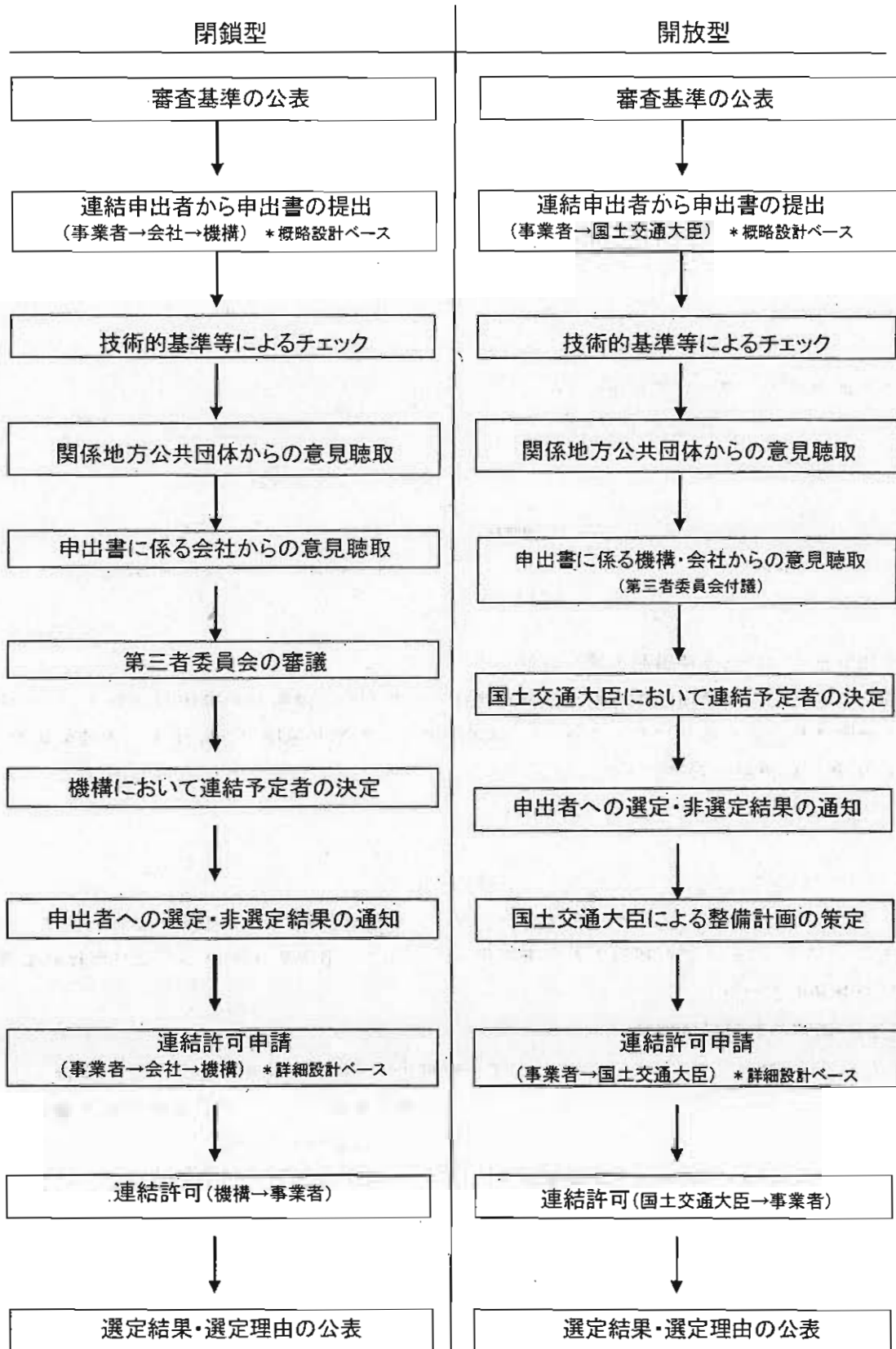
(1) 高速自動車国道における高速道路利便施設（開放型）の連結手続

- ① 国土交通省の本省（以下「本省」といいます。）は、審査基準を公表します。
- ② 本省は、連結を行おうとすることを申し出た者（以下「申出者」といいます。）の申し出について、技術的な基準等による審査を行います。
- ③ 国土交通大臣は、審査にあたり、地域経済への影響、まちづくり、環境の保全等の観点から、申し出に係る高速道路利便施設の所在する地方公共団体の意見を聴取します。
- ④ 国土交通大臣は、連結予定者の決定に先立ち機構及び当該高速道路を管理する高速道路会社（以下「会社」といいます。）の意見を聴取します。
- ⑤ 機構は、透明性・公正性を確保する観点から設置する学識経験者等からなる委員会（以下「第三者委員会」といいます。）の意見を聞いた上で、本省へ機構としての意見を提出します。
- ⑥ 国土交通大臣は、連結予定者を決定し、選定結果・選定理由について、申出者に通知します。
- ⑦ 国土交通大臣は、整備計画を策定します。
- ⑧ 国土交通大臣は、連結許可申請に基づき手続を行い、連結許可は、公安委員会との協議を行った上で行います。連結期間は、連結許可の日から10年以内とし、10年を超える場合は、10年毎に更新するものとします。
- ⑨ 本省は、選定結果・選定理由について、申出者のプライバシー・利益保護に配慮しつつ公表します。
- ⑩ 機構は、連結許可を受けた事業者から連結料を徴収します。

(2) 高速自動車国道における高速道路利便施設（閉鎖型）及び自動車専用道路の連結手続

- ① 機構は、審査基準を公表します。
- ② 機構は、申出者の申し出について、技術的な基準等による審査を行います。
- ③ 機構は、審査にあたり、地域経済への影響、まちづくり、環境の保全等の観点から、申し出に係る高速道路利便施設の所在する地方公共団体の意見を聴取します。
- ④ 機構は、連結予定者の決定に先立ち会社の意見を聴取します。
- ⑤ 機構は、第三者委員会において、高速道路利便施設の連結許可の可否等について審議します。
- ⑥ 機構は、連結予定者を決定し、選定結果・選定理由について、申出者に通知します。
- ⑦ 機構は、連結許可申請に基づき手続を行い、連結許可は、公安委員会への協議を行った上で行います。連結期間は、連結許可の日から10年以内とし、10年を超える場合は、10年毎に更新するものとします。
- ⑧ 機構は、選定結果・選定理由について、申出者のプライバシー・利益保護に配慮しつつ公表します。
- ⑨ 機構は、連結許可を受けた事業者から連結料を徴収します。

高速道路利便施設の連結手続フロー



3. 審査基準

第1 技術的基準等について

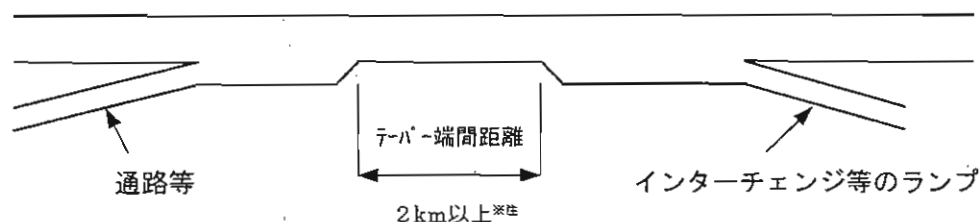
(1) 連結位置に関する基準

① 高速道路本線に連結する場合

1) 連結位置の間隔 (インターチェンジ等との離隔距離)

ジャンクション、インターチェンジ、サービスエリア、パーキングエリア及び他の利便施設と連絡する通路とは、安全かつ円滑な交通を確保できるように2km[※]以上離隔(テーパー端間)するものとします。[道路構造令の解説と運用(社団法人日本道路協会、平成16年)Ⅲ道路の構造「第5章立体交差(5-4-4インターチェンジの設計基準(9)ランプ接続端間の距離)に準じます。]

また、バスストップやトンネルに近接して、通路を連結しようとする場合は、安全かつ円滑な本線交通に支障を及ぼさないようにしなければなりません。



2) 連結位置における高速道路本線の幾何構造

通路の連結は、高速道路本線の平面曲線半径、縦断勾配、縦断曲線半径の値が、一定の値以上確保されている位置に限ります。[道路構造令の解説と運用(社団法人日本道路協会、平成16年)Ⅲ道路の構造 第5章立体交差(5-4-4インターチェンジの設計基準(1)本線の線形)に準じます。]

② サービスエリア・パーキングエリアに連結する場合

サービスエリア・パーキングエリアの駐車場への通路の連結(ア)又は(イ)は、サービスエリア・パーキングエリアを利用する車両及び人の流れに支障を及ぼさないと判断される場合限り認められます。

なお、通路の取付け位置は、

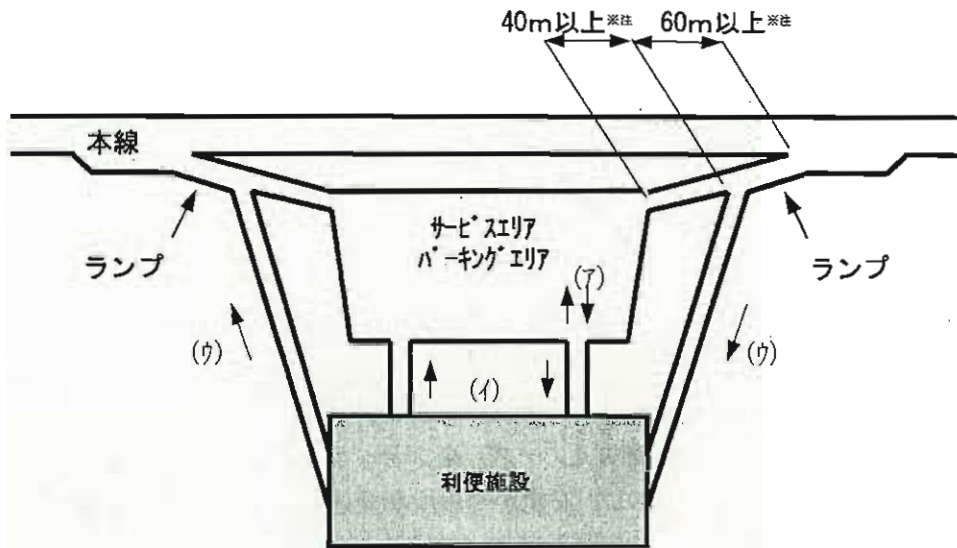
(ア) サービスエリア・パーキングエリアの駐車場に連結し1箇所での出入りする場合

(イ) サービスエリア・パーキングエリアの駐車場に連結し入口と出口を分離する場合

(ウ) サービスエリア・パーキングエリアのランプに連結する場合

基本的に以上3つの場合(下図を参照)が考えられます。

※注) 高速自動車国道の場合であり、自動車専用道路においては、関係法令に反しない限り、個々の事案に応じて取り扱うことができる(以下この要綱において同じ)。



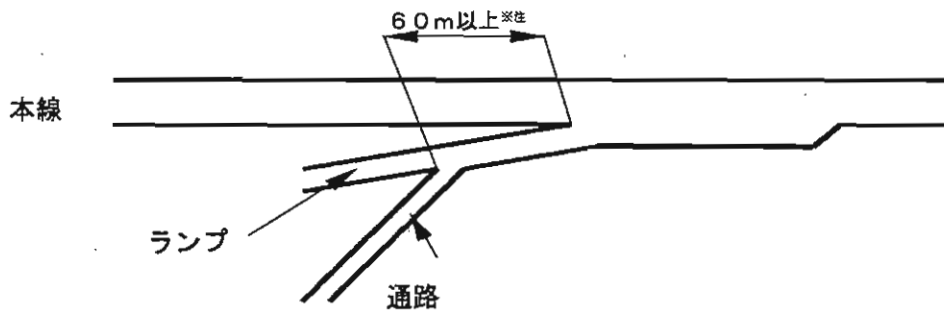
通路の取付け位置の決定にあたっては、サービスエリア・パーキングエリアの利用形態（混雑度、駐車マスや車路の配置、施設全体のレイアウト、車両と人の動線等）、改築計画の有無及び通路の利用交通（交通量、車種）等から、次の事項に十分留意しなくてはなりません。

- ・ 通路を出入りする交通により、渋滞が発生するなど、著しい混雑とならないこと
- ・ 通路への円滑な誘導が可能なこと
- ・ 車両の動線が輻輳する等、交通の混乱を生じさせないこと
- ・ 歩行者の安全が確保されること

また、ランプと通路を連結させる場合は、高速道路本線とランプとの接続端（ノーズ）とランプと通路の接続端（ノーズ）とは60m以上**、ランプと通路との接続端と、サービスエリア・パーキングエリアの駐車場とは40m以上**離隔し、安全かつ円滑な交通を確保できるように計画するものとします。[道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会、平成16年）Ⅲ道路の構造「第5章立体交差（5-4-4インターチェンジの設計基準（9）ランプ接続端間の距離）に準じます。]

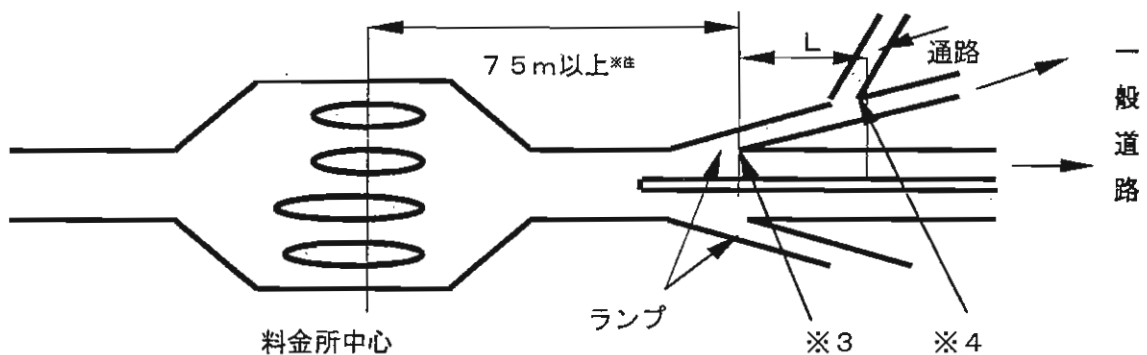
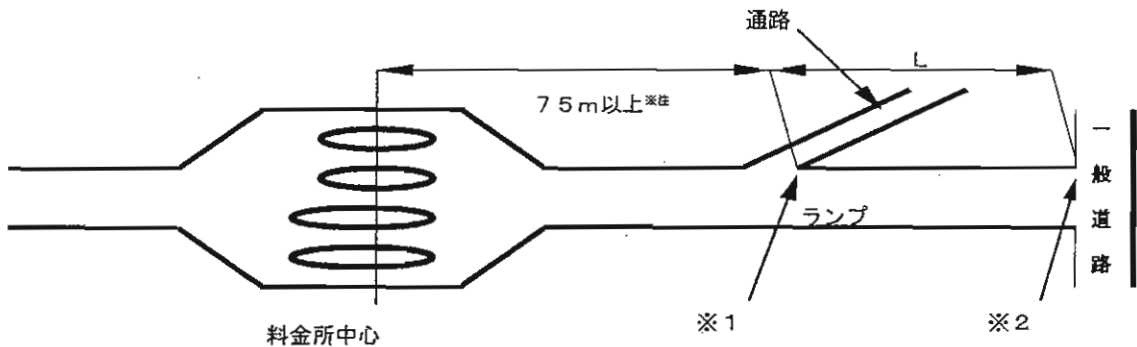
③インターチェンジに連結する場合

- 1) インターチェンジの利用交通に支障を及ぼさないよう、通路の取付け位置を決めなくてはなりません。
- 2) 高速道路本線と料金所の間において、ランプと通路を連結させる場合は、高速道路本線とランプとの接続端（ノーズ）と、ランプと通路との接続端（ノーズ）との60m以上**離隔し、安全かつ円滑な交通が確保できるように計画するものとします。[道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会、平成16年）Ⅲ道路の構造「第5章立体交差（5-4-4インターチェンジの設計基準（9）ランプ接続端間の距離）に準じます。]

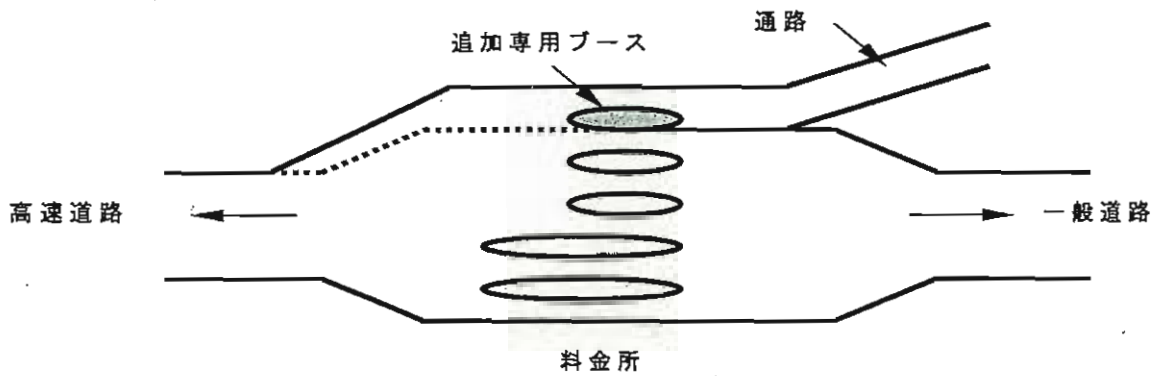


3) 料金所中心と通路の分岐点とは75m以上※註離隔し、安全かつ円滑な交通を確保できるように計画するものとします。

また、ランプと通路との接続端（ノーズ）※1と、ランプと一般道路との接続端※2、あるいはランプとランプとの接続端（ノーズ）※3と、ランプと通路との接続端（ノーズ）※4とは、ランプの設計速度に応じ、安全かつ円滑な交通が確保できるよう離隔しなくてはなりません。（L）[道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会、平成16年）Ⅲ道路の構造「第5章立体交差（5-4-4 インターチェンジの設計基準（9）ランプ接続端間の距離）」に進じます。]



ただし、料金所位置において、通路専用のブースを設置し、通路を分岐させることはできるものとします。（安全かつ円滑に通路に誘導できるよう案内標識等に配慮が必要となります。）



④本線交通への影響

①、②、③の各基準に適合するほか、本線交通へ著しい影響を及ぼすことがないと判断される場合に限って連結が認められるものとします。

(2) 通路の構造に関する基準

① 通路の構造基準の適用範囲

通路の構造基準の適用範囲は、高速道路から利便施設等の駐車場までとします。ただし、開放型の場合で、駐車場内の車路が一般交通の用に供する（不特定多数の者が高速道路と一般道路等の間で出入りができる）場合には、高速道路から一般道路等までを適用範囲とします。

形態	開放型	閉鎖型
概要図		

②通路の構造基準

1) 計画交通量

通路の設計、駐車場規模の算定に用いる交通量は、原則として開業後10年間で推計される時間交通量のうち最大の値とします。

2) 設計車両

「道路構造令第4条」に準ずるものとします。通路を通行する車両について、事業者の裁量により車種を制限できるものとしますが、法的な規制とはならないことから、通路の設計

にあたっては誤進入車の通行に十分配慮しなくてはなりません。

3) 通路の規格

通路の設計にあたっては、接続する道路の区分に応じ規格を区分し、連結位置、高速道路の設計速度及び通路の利用交通量に応じ、次のイからチに示すとおり、通路をA規格からE規格に区分するものとします。(A、B、C、D規格については、「道路構造令の解説と運用(社団法人日本道路協会、平成16年)Ⅲ道路の構造 第5章立体交差5-4-4インターチェンジの設計基準(4)ランプの幾何構造」に掲げる“ランプ規格”と同じ規格です。E規格の通路にあつては、「道路構造令」第3種第4級の道路の基準に準ずるものとします。)

(a) 第1種及び第3種の道路

イ 高速道路本線、またはインターチェンジ・サービスエリア・パーキングエリアのランプと連結する通路は、A規格とします。

ただし、料金所から駐車場までの部分及び料金所から一般道路(設計速度40km/h以下の場合)等までの部分は、B規格とすることができます。

ロ イの通路のうち、高速道路本線の設計速度が60km/h又は80km/hで、かつ、全ての通路の一方向交通量がピーク時において250台/時間以下となる場合は、B規格とすることができます。

また、料金所から駐車場までの部分及び料金所から一般道路(設計速度40km/h以下の場合)等までの部分は、D規格とすることができます。

ハ サービスエリア・パーキングエリアの駐車場に連結する通路は、D規格とすることができます。

ニ 道路構造令第4条に示すセミトレーラ連結車の通行を制限する場合は、イからロまでの通路において、A規格をB規格、B規格をD規格とすることができます。また、ハの通路においては、高速道路から料金所及び料金所から駐車場までの部分に限り、D規格をE規格とすることができます。

(b) 第2種の道路

ホ 高速道路本線、またはインターチェンジ・サービスエリア・パーキングエリアのランプと連結する通路は、C規格を標準としますが、大型車混入率が高い場合はA規格とします。

ただし、料金所から駐車場までの部分及び料金所から一般道路(設計速度40km/h以下の場合)等までの部分は、D規格とすることができます。

ヘ ホの通路のうち、高速道路本線の設計速度が60km/h又は80km/hで、かつ、全ての通路の一方向交通量がピーク時において250台/時間以下となる場合は、C規格とすることができます。

また、料金所から駐車場までの部分及び料金所から一般道路(設計速度40km/h以下の場合)等までの部分は、D規格とすることができます。

ト サービスエリア・パーキングエリアの駐車場に連結する通路は、D規格とすることができます。

チ 道路構造令第4条に示すセミトレーラ連結車の通行を制限する場合は、ホからへま

での通路において、C規格をD規格とすることができます。また、トの通路においては、高速道路から料金所及び料金所から駐車場までの部分に限り、D規格をE規格とすることができます。

		セミトレーラ連結車の制限	高速道路から料金所まで (料金所がない場合の高速道路から駐車場まで)	料金所から駐車場まで	料金所から一般道路等まで 一般道路等の設計速度	
本線・ランプに連結する場合	下記以外の場合	なし	A規格 (C規格)	B規格 (D規格)	50km/h以上	A規格 (C規格)
					40km/h以下	B規格 (D規格)
		あり	B規格 (D規格)	D規格 (D規格)	50km/h以上	B規格 (D規格)
					40km/h以下	D規格 (D規格)
	本線設計速度60又は80km/hかつ全ての通路の一方方向交通量がピーク時250台/時間以下の場合	なし	B規格 (C規格)	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)	
		あり	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)	
サービスエリア・パーキングエリアの駐車場に連結する通路	なし	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)		
	あり	E規格 (E規格)	E規格 (E規格)	D規格 (D規格)		

※表の上段は第1種及び第3種道路に接続する通路の規格、下段()は第2種道路に接続する通路の規格です。

4) 設計速度

通路の設計速度は、連結位置、高速道路の設計速度及び通路の利用交通量に応じ、次の表の設計速度の欄に掲げる値とします。

(単位 ; Km/h)

		セミトレ ーラ連結 車の制限	高速道路から料 金所まで (料金所がない 場合の高速道路 から駐車場まで)	料金所から駐 車場まで	料金所から一般道路等ま で 一般道路等の 設計速度	
本線・ ランプに 連結する 場合	下記以外の場合	なし	40	30	50km/h以上	40
					40km/h以下	30
	あり	なし	40	30	50km/h以上	40
					40km/h以下	30
本線設計速度 60 又は 80km/h かつ 全ての通路の一方 向交通量が1時間 250 台/時間以下 の場合	なし	30	30	30		
	あり	30	30	30		
サービスエリア・パーキン グエリアの駐車場に連結 する通路	なし	30又は20	30又は20	30		
	あり	30又は20	30又は20	30		

5) 交差方法

本線又はランプと通路、通路と通路、通路と一般道路等が相互に交差する場合の交差の方式は、立体交差とします。ただし、3) 通路の規格 (a) 第1種及び第3種の道路口又はハ及び (b) 第2種の道路へ又はトに該当する通路と通路が相互に交差する場合にあっては、平面交差とすることができます。

6) 車線、幅員構成、建築限界等

通路の車線数、車線の幅員、車線の分離、中央帯の幅員、路肩(側帯を含む)の幅員、建築限界、曲線部の拡幅については、通路の規格等に応じ、「道路構造令の解説と運用(社団法人日本道路協会、平成16年)Ⅲ道路の構造 第5章立体交差 5-4-4 インターチェンジの設計基準」に準ずるものとします。

ただし、E規格の通路にあっては、「道路構造令」第3種第4級の道路の基準に準ずるものとし、曲線部では普通自動車が行き通れるよう拡幅するものとします。

7) 曲線半径、曲線部の片勾配等

通路の曲線半径、曲線部の片勾配、緩和曲線、視距、縦断勾配、縦断曲線、合成勾配については、通路の設計速度に応じ、「道路構造令の解説と運用(社団法人日本道路協会、平成16年)Ⅲ道路の構造 第5章立体交差 5-4-4 インターチェンジの設計基準」に準ずるものとします。

また、積雪寒冷地においては、冬季の交通の安全性に十分配慮しなければなりません。

8) 料金所広場の設計

料金所広場の設計は、「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会、平成16年）Ⅲ道路の構造 第9章道路の附属施設 9-3-7 料金所」に準ずるものとします。

9) 誤進入車に対する対策

高速道路本線又はランプに連結する通路の車種制限を行う場合は、誤進入車が高速道路本線等へ復帰できる構造とするものとします。また、通り抜け車線（高速道路利便施設の駐車場に自動車が進入する前に本線へ復帰できるよう通路相互を連結する専用通路）を設置する場合は、その規格はD規格とし、設計速度は30km/hとします。

10) 土工、舗装、橋梁等

(a) 土工

次に掲げる要綱・指針等に準ずるものとする。

「道路土工要綱 平成2年（社）日本道路協会」

「道路土工 のり面工・斜面安定工指針 平成11年（社）日本道路協会」

「道路土工 排水工指針 昭和62年（社）日本道路協会」

「道路土工 土質調査指針 昭和61年（社）日本道路協会」

「道路土工 軟弱地盤対策工指針 昭和61年（社）日本道路協会」

「道路土工 擁壁工指針 平成11年（社）日本道路協会」

「道路土工 カルバート工指針 平成11年（社）日本道路協会」

「道路土工 仮設構造物工指針 平成11年（社）日本道路協会」

「地盤調査の方法と解説 平成16年（社）地盤工学会」

「土質試験の方法と解説 平成12年（社）地盤工学会」

(b) 舗装

「舗装の構造に関する技術基準・同解説（社）日本道路協会」に準ずるものとします。

(c) 橋梁・高架

「道路橋示方書・同解説 I 共通編、II 鋼橋編、III コンクリート編、IV 下部構造編、V 耐震設計編（社）日本道路協会」に準ずるものとします。

(d) 防護柵、視線誘導標、標識、道路標示及び区画線、

「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造 第9章道路の附属施設 9-2-2 防護柵、9-2-4 視線誘導標、9-3-1 道路標識、9-3-2 マーキング」に準ずるものとします。

(e) 照明施設

「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造 第9章道路の附属施設 9-2-3 照明施設」に準ずるものとします。

(f) 構造物の照査

橋・高架、擁壁及びカルバート等の工作物の新設又は改築にあたっては、必要な構造計算又は試験によってその構造が安全であることを確かめなければなりません。

11) 駐車場の構造等

(a) 駐車場の確保

高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことのないよう、駐車需要に見合った規模の駐車場を確保しなくてはなりません。

(b) 構造及び設備

「駐車場法施行令第8条、第9条」に準ずるものとします。

12) その他

本要領に記載のない項目については、別途協議を行うものとします。

第2 事業者及び事業計画に関する審査基準について

(1) 欠格事由

イ 事業者である法人の役員（事業者が個人の場合は当該個人）が以下に該当するもの

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・破産者で復権を得ないもの
- ・禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- ・現に道路管理者、機構又は会社と係争中の者
- ・道路法等の悪質な違反者

(例)

- ・事故等により道路を損傷したことについて、国土交通大臣又は会社から原因者負担金の負担を命じ若しくは求めたにもかかわらず、滞納している者
- ・車両制限令違反を重ねている者 等

ロ 事業者である法人が以下に該当するもの

- ・現に道路管理者、機構又は会社と係争中の者
- ・道路法等の悪質な違反者

ハ 営業の実態等からみて社会的批判を受けるおそれのあるもの

(2) 審査の内容

イ 事業者の資力・信用及び事業の安定性

1. 事業経験・銀行取引状況

- ・事業経験（※）
- ・銀行取引状況

（※）事業承継した法人にあつては、前法人の事業年数も考慮するものとします。

2. 業界事情と業界内地位

- ・業界内ランク
- ・株式の公開
- ・業界の売上高等の伸び率

3. 成長性・収益性・安全性

- ・成長性〔売上高、利益水準（営業利益、経常利益）〕
- ・収益性〔利益率水準（売上高経常利益率、総資本経常利益率）〕

- ・経営効率（総資産回転期間、固定資産回転期間）
 - ・安全性（流動比率、固定比率、自己資本比率）
4. 事業計画の安定性
- ・営業開始後の銀行借入必要期間
 - ・当該事業の利益率
 - ・投資回収期間
 - ・総資産に対する計画投資額の割合 等
- ロ 地域との調和
- ・地元の事業者が営業者となるか
 - ・地元のまちづくり計画と整合しているか
 - ・一般道の交通に悪影響を与えないか
 - ・地元の人がどの程度利用するか
 - ・立地について目立った反対運動はないか
 - ・立地について騒音・振動等近隣状況に支障はないか
 - ・周辺の景観との調和はどうか
 - ・緑化・省エネ・省資源等環境対策に積極的に取り組んでいるか 等
- ハ 利用者の利便性
- ・営業時間はどうか
 - ・公衆トイレの設置状況はどうか
 - ・バリアフリーに対する対応はなされているか
 - ・道路案内等の情報提供を行うか
 - ・利用者ニーズが高いか
 - ・複数業種のテナントにより多様なサービスが提供されるか
 - ・商品（アイテム数、地域指向の品揃え等）の取扱いは充実しているか
 - ・施設の利用者の範囲が限定されないか
 - ・高速道路利用者に独自の創意工夫によるサービスの提供が図られるか
 - ・近傍の道路サービス施設（サービスエリア・パーキングエリアの休憩所等）と競合しないか 等
- ニ 高速道路事業への収益還元
- ・高速道路の利用者を増加させる効果はどうか 等

4. 申し出状況及び審査結果の公表・通知について

(1) 申し出状況の公表について

申し出があった場合、本省、機構及び会社の相談窓口にて、連結場所及び施設種類を記載した書類を備えて閲覧に付します。

(2) 審査結果の通知について

高速道路利便施設の連結予定者の決定後、すみやかに連結の申出者全員に選定・非選定の結果及び理由を通知します。

(3) 審査結果

高速道路利便施設の連結予定者が正式に連結許可を受けた段階で、本省、機構及び会社の相談窓口にて、選定された事業者の氏名・名称、選定結果、選定理由等を記載した書類を備えて閲覧に付します。

5. 通路等の整備手法

(1) 通路等の事業区分

高速道路と連結する通路等の整備にあたり、既存の高速道路区域や一般道路区域に高速道路
 利便施設に関連する施設の設置が必要となる場合、その施設の性格から高速道路区域に編入し
 機構・会社が維持管理を行うべきものがあります。

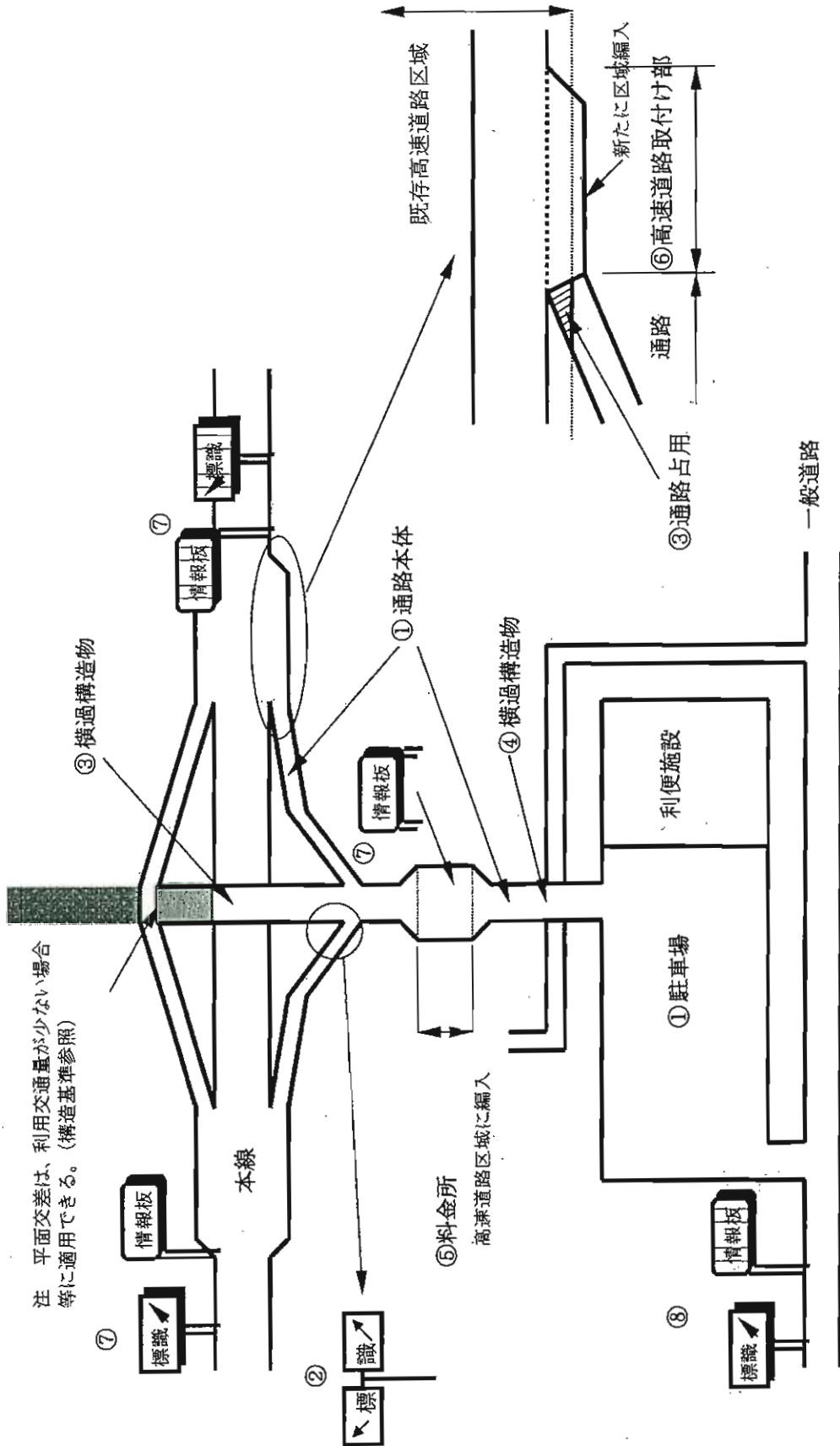
その整備手法等は、下表のとおりです。

なお、事業者が建設又は維持管理を会社に委託しようとする場合は、あらかじめ会社との協
 議が必要となります。

区域	項目	手続き	整備手法		備考 (財産の帰属等)	
			建設	維持管理		
通路等	①通路等本体及び駐車場(土工、舗装、構造物等)	-	事業者 (費用は事業者の負担となります。)	事業者 (費用は事業者の負担となります。)	事業者	
	②通路等に設置する標識・照明等の附属施設					
	③高速道路区域内に設置する通路等	高速道路を横過する構造物	道路法第32条に基づく占用許可の手続きが必要です。	事業者 (費用は事業者の負担となります。)	事業者 (費用は事業者の負担となります。)	事業者
		高速道路と交差するカルバートボックス	道路法第24条に基づく承認工事の手続きが必要です。	事業者 (費用は事業者の負担となります。)	会社 (費用は連結料で徴収します。)	機構
	④一般道路区域内に設置する通路等(一般道路を横過する構造物)	道路法第32条に基づく占用許可の手続きが必要です。	事業者 (費用は事業者の負担となります。)	事業者 (費用は事業者の負担となります。)	事業者	
高速道路	区域編入	⑤料金所部分(料金所ブース、建物、機械等) (開放型及びUターン可能な閉鎖型においては、料金所が必要となります。)	道路法第24条に基づく承認工事の手続きが必要です。	事業者 (費用は事業者の負担となります。)	会社 (費用は連結料で徴収します。)	機構(⑤及び⑥のうち、新たに区域編入する敷地は事業者、⑤の施設は機構又は会社)
		⑥高速道路と通路等の取付け部分(加速・減速車線等) ※高速道路本線又はランプの改良が必要となる場合もあります。				
	既存区域	⑦高速道路に設置する標識・情報板・照明等の附属施設 ※高速道路の既存施設の改良が必要となる場合もあります。				
一般道路	既存区域	⑧一般道路に設置する標識・情報板等の附属施設(開放型の場合)				

(2) 通路等の費用負担。
 通路等の建設費、維持管理費、改良工事費（施設更新含む）等、連結に要する費用はすべて事業者の負担とします。

注 平面交差は、利用交通量が少ない場合等に適用できる。（構造基準参照）



6. 通路等の維持管理に関する事項

(1) 維持管理の体制

通路等を管理する者は、通路等の維持管理に万全を期するため、維持管理に関する組織、職務内容等を定めるものとします。また、交通事故又は災害発生時その他交通が危険であると認められる場合などにおける緊急時の維持管理体制を確立するものとします。

(2) 通路等の維持管理

通路等を管理する者は、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じることのないように、連結する高速道路の管理水準に基づき、当該通路等の路面その他の状況を定期的な巡回その他の方法によりの確に把握し、通路等の適切な維持管理を行うものとします。

(3) 緊急時における措置

通路等を管理する者は、交通事故又は災害発生時その他交通が危険であると認められる場合においては、自動車の誘導その他の適切な危険防止の措置を講じるものとします。

(4) 通路等の開閉方法

通路等を管理する者は、通路等の開閉場所及び開閉方法については、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないようにするものとします。

7. 連結料の額の基準及び徴収方法について

(1) 連結料の構成

連結料は、連結許可による連結した場合と連結がないとした場合との高速道路利便施設の敷地の純地代の差額（受益者負担部分）と連結したことにより増加する管理費用の実費（以下「追加管理費用額」といいます。）からなります。

※追加管理費用額の内訳

- ・加減速車線の道路清掃費、道路維持費、雪氷対策費
- ・標識、照明施設、情報板等の維持管理費
- ・料金徴収経費
- ・利便施設等の土地の時価の鑑定料
- ・公租公課 等

(2) 連結料の算定方法

1年間あたりの連結料は、以下の式に基づき算出します。

$$\text{算式 } A \times (B + C \times 1/2) + D$$

A：（連結した後の利便施設等の敷地の1㎡当たりの※純地代－連結がないとした場合の利便施設等の敷地の1㎡あたりの※純地代）×1/2

B：利便施設等の敷地面積（高速道路と連絡する駐車場敷地を除く）

C：高速道路と連絡する駐車場の敷地面積

D：連結したことにより増加する管理費用額

※純地代の差額の算定方法

連結した場合と連結がないとした場合について、下記の3手法を勘案して純地代を求め、「連結した場合の純地代－連結がないとした場合の純地代」により算定します。

その際、積算法を基本としつつ、賃貸事例比較法及び収益分析法を使用できる場合は、これらを勘案します。

①積算法

近傍類似の土地の時価×期待利回り（期待利回りは2%とします。）

②賃貸事例比較法

近傍類似の土地の純地代から算定される推定の純地代

③収益分析法

利便施設等の売上高×近傍類似地の純賃料／売上高

(3) 連結料の徴収方法

①追加管理費用額以外（受益者負担部分）

機構が発行する納入告知書に基づき、連結許可日から3ヶ月以内に初年度分を一括して徴収します。

2年度以降は、当該年度分を6月30日までに徴収します。

②追加管理費用額

機構が発行する納入告知書に基づき、2年度以降、前年度分を6月30日までに徴収し、最終年度は、連結期間満了日の翌日から3ヶ月以内に最終年度分を徴収します。

(4) 連結料の見直し

積算法の近傍類似の土地の時価については、原則として5年毎に見直しを行うこととし、その間に情勢の著しい変動により必要が生じた場合にはその時点で見直しを行うこととします。

8. 連結許可条件

連結許可にあたっては、高速道路の構造を保全し、その安全かつ円滑な交通を確保するために、連結許可を受けた者（以下「連結者」という。）に対し、次のような条件を付すものとします。（条件が変更される場合やこれら以外の条件が付加される場合があります。）

ここでは、高速自動車国道「閉鎖型」の場合について記載しております。

(1) 高速道路利便施設の工事について

- ①連結者は、工事に伴い都市計画法上の開発許可等の法令の許認可が必要な場合は、この許認可を受けなければ工事に着手しないこと。
- ②連結者は、通路等上に交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、又は物件を設置しないこと。
- ③連結者は、高速道路利便施設が高速道路区域に接続する部分の工事については、道路法第24条の規定に基づき別途機構の承認を受けること。
- ④連結者は、高速道路区域内における利便施設等の営業等のための構築物（通路、料金所、照明、標識、情報板等）の設置については道路管理者の基準によるとともに、道路法第24条又は第32条の規定に基づき別途機構の承認又は許可を受けること。

(2) 高速道路利便施設の維持管理について

- ①連結者は、高速道路利便施設における緊急事態の発生、又はその連絡を受けた場合に備え、緊急連絡体制図を作成するとともに、事象が生じたときは、これによりすみやかに機構又は会社へ連絡すること。
- ②連結者は、定期的に高速道路利便施設の巡回及び保守点検を行うとともに、利用者の通行又は利用の支障となる損傷を修繕又は物件を除去し、当該施設の適切な維持管理を行うこと。
- ③連結者は、通路等における渋滞の発生その他の交通障害を防止するための措置を講じること。
- ④連結者は、著しい交通渋滞が生じることその他の理由により高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがある場合には、通路等の閉鎖その他の適切な措置を講じること。また、機構又は会社の指示があった場合は、すみやかにその指示に従うこと。
- ⑤連結者は、通路等を開閉する日時を機構又は会社に通知するとともに、緊急時において、開閉する日時を変更する場合には機構又は会社に連絡すること。
- ⑥連結者は、通路等の開閉場所及び開閉方法について機構又は会社とあらかじめ協議すること。
- ⑦連結者は、通路等を開閉する場合の情報提供方法については、機構又は会社の指示に従うこと。
- ⑧連結者は、本連結に起因して高速道路を破損し、又は破損するおそれのある場合は、機構又は会社の指示する工法により修復し、又は相当の措置を講じるとともに、その費用は連結者において負担すること。
- ⑨連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設は、道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないよう適切に維持、管理すること。

(3) 高速道路利便施設等の変更について

- ①利便施設等又は通路等について、連結許可申請書（添付書類を含む）の記載事項を変更しようとする場合は、変更許可申請に先立ち機構にその旨を申し出ること。
- ②連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設について、連結許可申請書（添付書類を含む）の記載事項を変更しようとする場合は、あらかじめ機構にその旨を届け出ること。
- ③連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設を変更する場合（許可を受けた者と異なる者が施設を追加等する場合を含む）には、道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないようにすること。

(4) 道路管理上の協力義務等について

- ①連結者は、道路管理の必要上、機構又は会社が行う高速道路利便施設の立入りについては、これを容認しかつ妨げないこと。
- ②連結者は、高速道路の通行規制にあたり機構又は会社が協力を求めた場合は、高速道路本線の通行規制に関する情報を提供し、利便施設等内の車両に対して、高速道路本線への車両の流出誘導又は流出抑制など必要な措置を講じること。
- ③災害その他不可抗力によって高速道路が破損し、若しくは破損するおそれがあり、又は高速道路本線上において交通事故等が発生した場合、高速道路の通行を禁止又は制限することより生じる利便施設等に係る連結者の受ける損害については、機構又は会社はその責を負わないものとする。
- ④会社が行う高速道路を維持、修繕するための工事等については、連結者はこれを容認しかつ妨げないものとし、当該期間中の利便施設等に係る連結者の受ける損害については、機構又は会社はその責を負わないものとする。
- ⑤高速道路と連絡する通路等の部分が、災害その他不可抗力によって破損し、又は破損するおそれがあり、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがある場合は、連結者は、機構又は会社と協議の上、すみやかに復旧等の措置を講じること。
- ⑥機構が道路工事又は道路管理の必要上、連結許可を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は高速道路利便施設の変更等を求めたときは、連結者はこれに従うとともに、そのための費用は連結者において負担すること。

(5) 連結期間満了時等の措置について

- ①連結許可期間満了後においても、引き続き連結しようとする場合は、期間満了日の3箇月前までに、機構に更新の申請を行いその許可を受けること。
- ②連結者は、連結許可期間が満了する前に連結を廃止する場合は、廃止日の3箇月前までに機構に廃止届を提出すること。
- ③連結期間が満了したとき又は連結を廃止したときは、連結者において機構の指示する場所を機構の指示する工法により、原状回復等の措置を講じること。

(6) その他

- ①連結者は、高速道路利便施設を変更(②に掲げる軽微な変更は除く。)しようとする場合は、あらかじめ機構に協議すること。
- ②連結者は、高速自動車国道法第11条の2第5項で定める通路等の軽微な変更をしようとするときは、遅滞なくその内容を機構に届け出ること。
- ③連結者は、本連結に起因して、機構、会社又は第三者に損害を与えた場合、又は第三者から苦情等があった場合は、連結者において損害賠償、苦情処理等の措置を講じること。
- ④連結者は、氏名若しくは名称又は所在地を変更した場合は、遅滞なく機構及び会社に届け出ること。
- ⑤連結者は、利便施設等の営業時間を変更し、又は営業を休止する場合は、機構及び会社に報告すること。
- ⑥利便施設等の駐車場の混雑が恒常的であり、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがある場合には、連結者は、駐車場の拡張等必要な措置を講じること。

9. 施設、連結形態等の変更手続

利便施設等を譲渡する場合、通路等の構造を変更する場合、高速道路利便施設の種類又は規模を変更する場合その他連結許可申請書（添付書類を含む）の記載事項に変更を生じる場合には、連結許可、変更許可、承認又は届出が必要になります。

ここでは、高速自動車国道における変更の主なものについて記載しております。

区分	変更内容	事業区分	権限者	手続き
利便施設等の事業形態の変更	閉鎖型から開放型への変更	閉鎖型 →開放型	国土交通大臣	許可施設の廃止及び連結許可
利便施設等の種類の変更	休憩所からレクリエーション施設への変更等	開放型 閉鎖型	国土交通大臣 機構	許可施設の廃止及び連結許可
利便施設等の構造又は規模の変更	利便施設等の拡張又は新たな施設の追加（通路等の新たな連結が伴うもの）	開放型 閉鎖型	国土交通大臣 機構	利便施設等の構造の変更許可及び通路等の連結許可
	利便施設等の拡張又は新たな施設の追加（通路等の新たな連結が伴わないもの）	開放型 閉鎖型	国土交通大臣 機構	
通路等の構造変更	軽微なもの（幅員、線形若しくは勾配又は駐車場の規模若しくは構造の変更を伴わないもの）	開放型 閉鎖型	国土交通大臣 機構	届出
	上記以外の変更	開放型 閉鎖型	国土交通大臣 機構	
高速道路利便施設の全部又は一部譲渡		開放型 閉鎖型	国土交通大臣 機構	承認（譲渡の形態により、連結許可等）
高速道路利便施設の相続、合併又は分割	一般承継人による地位の承継	開放型	国土交通大臣	届出
		閉鎖型	機構	

※上記以外の変更を行おうとする場合は、その都度、協議するものとします。

※「高速道路利便施設の全部又は一部譲渡」の「手続き」欄に記載する「連結許可等」とは、廃止、連結許可又は変更許可が組み合わさる場合をいいます。

※自動車専用道路における施設、連結形態等の変更手続について

- ・「権限者」は、機構となります。
- ・「利便施設等事業形態の変更」（閉鎖型→開放型）の「手続き」は、「利便施設等の構造又は規模の変更」のとおり取り扱うことが可能です。

10. その他

(1) 受委託に関する事項

事業者が建設又は維持管理を会社に委託しようとする場合は、あらかじめ会社との協議が必要となります。

受委託の範囲等については、連結許可を受けた後に事業者と会社との間で基本協定を締結し、また、実施に当たっての詳細な事項については、毎年度契約を締結することとなります。

(2) 監督処分及び許可の取り消しについて

高速道路の交通の安全性・円滑性を確保するために、国土交通大臣又は機構は、道路法及び高速自動車国道法の規定や連結許可の際に付した連結許可条件に違反している事業者に対して、連結許可の取り消し、効力の停止、行為若しくは工事の中止、道路の原状回復等を命ずること（以下「監督処分」といいます。）があります。

例えば、連結者の倒産・破産により便利施設等又は通路等の管理が適正に行われない事態が生じた場合、連結許可を取り消し、出入口の閉鎖を行うとともに原状回復を求める等の監督処分を行うこととなります。

また、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合にも、国土交通大臣又は機構は、監督処分を行うことがあります。

なお、監督処分による連結許可の取り消しは道路法第72条の損失補償の対象にはなりません。

(3) 便利施設等の閉鎖（廃業）について

連結者は、便利施設等を閉鎖（廃業）する場合には、高速道路に連結する通路を閉鎖するとともに、道路区域内については、本省又は機構の指示する工法により原状回復等の措置を講じていただきます。

なお、管理を適正に行う能力を有する方が国土交通大臣又は機構の承認を受けて便利施設等と高速道路を連絡する通路等を譲り受ければ、連結許可に基づく地位を承継し、高速道路便利施設を存続させることができます。

(4) 交通管理者との協議

連結予定者決定後の通路等の詳細設計にあたり、高速道路の管理者及び事業者は、交通管理者（所轄の公安委員会）に通路等の構造、交通運用等について協議することとなります。

(5) 支援措置について

高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所、商業施設、レクリエーション施設その他の施設で高速自動車国道法第11条の2又は道路法第48条の5による連結許可を受けたもので、地域の活性化及び高速道路の利用者のサービス向上に資する施設の整備を行う場合には、日本政策投資銀行による融資制度があります。融資条件等の詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 日本政策投資銀行 03(3244)1900 (代)

1 1. 相談窓口及び実施要領の配付場所

国土交通省及び機構では、事業者の皆様へ高速道路利便施設の連結の仕組み等をご紹介します。いくと共にご相談等に応じていくため相談窓口を設置しております。

皆様の事業活動にお役に立てればと考えておりますので、是非ご利用下さい。

なお、相談窓口において、本実施要領を受け取ることができます。

◇ 相談窓口

都道府県名	相談窓口
北海道	国土交通省北海道開発局 建設部 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 第一合同庁舎 道路計画課 TEL 011-709-2311(代表)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	国土交通省東北地方整備局 道路部 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 路政課 TEL 022-225-2171(代表)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県	国土交通省関東地方整備局 企画部 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 広域計画課 TEL 048-601-3151(代表)
新潟県、富山県、石川県	国土交通省北陸地方整備局 企画部 〒950-8801 新潟市美咲町1丁目1番1号 広域計画課 TEL 025-280-8880(代表)
静岡県、岐阜県、愛知県、 三重県	国土交通省中部地方整備局 企画部 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 広域計画課 TEL 052-953-8119(代表)
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	国土交通省近畿地方整備局 企画部 〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 広域計画課 TEL 06-6942-1141(代表)
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	国土交通省中国地方整備局 企画部 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 広域計画課 TEL 082-221-9231(代表)
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	国土交通省四国地方整備局 企画部 〒760-8554 高松市福岡町4-26-32 広域計画課 TEL 087-851-8061(代表)
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	国土交通省九州地方整備局 企画部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 広域計画課 TEL 092-471-6331(代表)
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 〒900-8530 那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル 道路建設課 TEL 098-866-0031(代表)

国土交通省 道路局 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 有料道路課 TEL 03-5253-8111 (代表)
独立行政法人日本高速道路保有債務・返済機構 〒105-0003 東京都港区西新橋2-8-6 住友不動産日比谷ビル7F 総務部管理課 TEL 03-3508-5164 (直通) 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町3-5-7 御堂筋本町ビル4F 関西業務部管理課 TEL 06-6265-9360 (直通)

<p>東日本高速道路株式会社</p> <p>本社 管理事業部・管理グループ 建設事業部・計画設計チーム</p> <p>北海道支社 総合調整部・企画調整グループ</p> <p>東北支社 総合調整部・企画調整グループ</p> <p>関東支社 総合調整部・企画調整グループ</p> <p>新潟支社 総合調整部・企画調整グループ</p>	<p>〒100-8979 千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング TEL 03-3506-0111(代表)</p> <p>〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西5-12-30 TEL 011-896-5211(代表)</p> <p>〒980-0021 仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザビル TEL 022-711-6411(代表)</p> <p>〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 03-5828-8181(代表)</p> <p>〒950-1101 新潟市山田2310-1 TEL 025-234-7111(代表)</p>
<p>首都高速道路株式会社 営業部・道路管理グループ</p> <p>西東京管理局 道路管理グループ</p> <p>東東京管理局 道路管理グループ</p> <p>神奈川管理局 道路管理グループ</p>	<p>〒100-8930 千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル TEL 03-3502-7311(代表)</p> <p>〒102-0093 千代田区平河町2-16-3 TEL 03-3264-8202</p> <p>〒103-0015 中央区日本橋箱崎町4-3-5 TEL 03-5640-4827</p> <p>〒221-0044 横浜市神奈川区東神奈川1-3-4 TEL 045-451-7916</p>
<p>中日本高速道路株式会社 建設事業本部計画設計チーム 保全・サービス事業本部 道路・不動産管理チーム</p> <p>中部地区支配人 コーポレート部企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p> <p>横浜支社 コーポレート部企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p> <p>八王子支社 コーポレート部企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p> <p>金沢支社 コーポレート部企画調整チーム 保全・サービス事業部 道路・不動産管理チーム</p>	<p>〒460-0003 名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル TEL 052-222-1620(代表)</p> <p>〒460-0003 名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル TEL 052-222-1181(代表)</p> <p>〒222-8510 横浜市港北区新横浜3-9-18 新横浜 TECH ビル B 館 TEL 045-475-9200(代表)</p> <p>〒192-8648 八王子市字津木町231 TEL 0426-91-1171(代表)</p> <p>〒920-0365 金沢市神野町東170 TEL 076-240-4930(代表)</p>

西日本高速道路株式会社 管理事業部・管理グループ 建設事業部・計画設計グループ	〒530-0003 大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ TEL 06-6344-4000(代表)
関西支社 総務企画部・企画調整グループ	〒530-0003 大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ TEL 06-6344-8888(代表)
中国支社 総務企画部・企画調整グループ	〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル TEL 082-212-4111(代表)
四国支社 総務企画部・企画調整グループ	〒760-0065 高松市朝日町4-1-3 TEL 087-823-2111(代表)
九州支社 総務企画部・企画調整グループ	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラ TEL 092-762-1111(代表)
阪神高速道路株式会社 業務部 業務企画グループ	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル TEL 06-6252-8121(代表)
大阪管理部 道路管理グループ	〒552-0006 大阪市港区石田3-1-25 TEL 06-6576-3881(代表)
神戸管理部 道路管理・環境対策グループ	〒650-0041 神戸市中央区新港町16-1 TEL 078-331-9801(代表)
本州四国連絡高速道路株式会社	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮ビル TEL 078-291-1000(代表)
神戸管理センター	〒655-0852 神戸市垂水区名谷町549 TEL 078-709-1296(代表)
鳴門管理センター	〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18 TEL 088-687-2166(代表)
岡山管理センター	〒701-0304 岡山県都窪郡早島町大字早島2985 TEL 086-483-1100(代表)
坂出管理センター	〒762-0025 坂出市川津町下川津4388-1 TEL 0877-45-5511(代表)
しまなみ尾道管理センター	〒722-0073 尾道市向島町6904 TEL 0848-44-3700(代表)
しまなみ今治管理センター	〒794-0072 今治市山路751-2 TEL 0898-23-7250(代表)

○道路法に基づく連結許可申請書

連結許可（更新）申請（連結申出）書

<p>道路法第48条の5の規定に基づき、自動車専用道路と道路法第48条の4第 号に掲げる施設との連結の許可（の更新）を申請します。（連結を希望します。）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 理事長 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: right;">許可申請者 住 所 氏 名 印</p>	
1. 自動車専用道路の路線名	
2. 連結位置	
3. 連結予定施設	
4. 連結を必要とする理由（通路等により連絡する施設が利便施設等に該当する理由を含む。）	
5. 連結のために必要な工事に要する費用の概算額	
6. 工事着手予定年月日	年 月 日
7. 工事完了予定年月日	年 月 日
8. 連結する期間	
9. 利便施設等の設計の概要	
10. 利便施設等の事業計画及び資金計画	
11. 通路等の交通量の見込み及びその算出根拠	
12. 通路等の施設の維持管理の計画	
13. その他必要な事項	

記載要領

1. 申出（申請）者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 「連結位置」の欄には地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
3. 「連結予定施設」の欄には、連結予定施設の種類（ショッピングセンター、展示場、テーマパーク等）及び名称を記載すること。
4. 「連結を必要とする理由」の欄には、相当数の者が自動車専用道路を通行して利用すると見込まれる利便施設等に該当する理由を記載すること。
5. 「連結のために必要な工事に要する費用の概算額」の欄には、利便施設等及び通路等に必要となる全体工事の概算額約〇〇億円を記載すること。
6. 「利便施設等の設計の概要」の欄には、敷地面積、建築面積、駐車場面積、駐車台数（通路等の連結の場合は、通路の延長、幅員も含む。）などの主な諸元を記載すること。
7. 「利便施設等の事業計画及び資金計画」の欄には、事業計画の概要及び資金計画（別添様式）を記載すること。なお、連結の更新を予定している場合は、全体の資金計画を記載すること。
また、通路等の連結の場合は、通路等の工事費、用地費及び維持管理費の内訳も資金計画書に記載すること。
8. 「通路等の維持管理の計画」の欄には、維持管理の体制、通路等の維持管理方法（巡回の頻度、主な点検項目、維持修繕の内容、作業の実施時間、作業中の交通対策）、緊急時等における措置（交通事故、渋滞、落下物、故障車両、災害時）、通路の開閉方法などを記載すること。
9. 「その他必要な事項」の欄には、次の事項を記載すること。
 - ①道路法第48条の4第2号に掲げる施設（利便施設等）及び同条第3号に掲げる通路その他の施設（通路等）を設けることについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況。
 - ②高速道路利便施設を介して自動車専用道路から一般道路等に自動車が出入りできる構造とする場合には、当該一般道路等の路線名等。

○高速自動車国道法に基づく連結許可申請書

連結許可（更新）申請（連結申出）書

<p>高速自動車国道法第11条の2の規定に基づき、高速自動車国道と高速自動車国道法第11条第 号に掲げる施設との連結の許可（の更新）を申請します。（連結を希望します。）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国土交通大臣 ○○○○ 殿（注）</p> <p style="text-align: center;">許可申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
1. 高速自動車国道の路線名	
2. 連結位置	
3. 連結予定施設	
4. 連結を必要とする理由（通路等により連絡する施設が利便施設等に該当する理由を含む。）	
5. 連結のために必要な工事に要する費用の概算額	
6. 工事着手予定年月日	年 月 日
7. 工事完了予定年月日	年 月 日
8. 連結する期間	
9. 利便施設等の設計の概要	
10. 利便施設等の事業計画及び資金計画	
11. 通路等の交通量の見込み及びその算出根拠	
12. 通路等の維持管理の計画	
13. その他必要な事項	

（注）閉鎖型の施設の場合、機構理事長宛てとする。

記載要領

1. 申出（申請）者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 「連結位置」の欄には地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
3. 「連結予定施設」の欄には、連結予定施設の種類（ショッピングセンター、展示場、テーマパーク等）及び名称を記載すること。
4. 「連結を必要とする理由」の欄には、相当数の者が高速自動車国道を通行して利用すると見込まれる利便施設等に該当する理由を記載すること。
5. 「連結のために必要な工事に要する費用の概算額」の欄には、利便施設等及び通路等に必要な全体工事の概算額約〇〇億円を記載する。
6. 「利便施設等の設計の概要」の欄には、敷地面積、建築面積、駐車場面積、駐車台数（通路等の連結の場合は、通路の延長、幅員も含む。）などの主な諸元を記載すること。
7. 「利便施設等の事業計画及び資金計画」の欄には、事業計画の概要及び資金計画（別添様式）を記載すること。なお、連結の更新を予定している場合は、全体の資金計画を記載すること。また、通路等の連結の場合は、通路等の工事費、用地費及び維持管理費の内訳も資金計画書に記載すること。
8. 「通路等の維持管理の計画」の欄には、維持管理の体制、通路等の維持管理方法（巡回の頻度、主な点検項目、維持修繕の内容、作業の実施時間、作業中の交通対策）、緊急時等における措置（交通事故、渋滞、落下物、故障車両、災害時）、通路等の開閉方法などを記載すること。
9. 「その他必要な事項」の欄には、次の事項を記載すること。
 - ①高速自動車国道法第11条第2号に掲げる施設（利便施設等）及び同条第3号に掲げる通路その他の施設（通路等）を設けることについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況。
 - ②高速道路利便施設を介して高速自動車国道から一般道路等に自動車が出入りできる構造とする場合には、当該一般道路等の路線名等。

資金計画書

1. 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収入	事業収入 その他収入 ○ ○ ○ 計	
支出	工事費 通路等建設費 利便施設等建設費 用地費 通路等用地費 利便施設等用地費 附帯工事費 維持管理費 通路等維持管理費 利便施設等維持管理費 一般管理費 借入金利息 連結料 ○ ○ ○ 計	
利益		

2. 年度別資金計画

(単位 千円)

科 目	年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費 工事費 通路等工事費 利便施設等工事費 用地費 通路等用地費 利便施設等用地費 附帯工事費 維持管理費 通路等維持管理費 利便施設等維持管理費 一般管理費 借入金利息 借入償還金 連結料 ○ ○ ○ 計				
収 入	自己資金 借入金 ○ ○ ○ 事業収入 その他収入 ○ ○ ○ 計				
借入金の借入先					

高速道路利便施設等の連結許可（更新）申請（申出）に係る提出書類一覧

必要書類	連結 申出時	連結許可 申請時
申請（申出）書類		
〔記載事項〕		
1 高速道路の路線名	○	○
2 連結位置	○	○
3 連結予定施設	○	○
4 連結を必要とする理由	○	○
5 連結のために必要な工事に要する費用の概算額	○	○
6 工事着手予定年月日	○	○
7 工事完了予定年月日	○	○
8 連結する期間	○	○
9 利便施設等の設計の概要	○	○
・施設配置図（1/2500 以上）	○	○
・駐車場計画図（1/500 以上）	○	○
・通路等主要構造物図	○	○
（一般図：側面図・平面図 1/500 以上・横断図 1/200 以上）		
・標識等配置計画図（1/1000 以上）		○
・通路付属施設計画図（1/1000 以上）		○
10 利便施設等の事業計画及び資金計画	○	○
11 通路等の交通量の見込み及びその算出根拠	○	○
12 通路等の維持管理の計画	○	○
13 その他必要な事項		
・次に掲げる書類	○	○
以下のイ～ニのうちから選択		
イ 申請者が法人		
(1) 定款又は寄付行為		
(2) 法人の登記簿謄本		
(3) 事業概要書並びに役員の名簿及び履歴書		
(4) 直近 3 期分の貸借対照表・損益計算書及びそれぞれの明細、並びに納税証明書		
(5) 資格を要する業種にあってはその免許の写し		
ロ 申請者が法人を設立しようとするもの		
(1) 定款又は寄付行為		
(2) 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書		
(3) 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは株式の引受又は募集の計画書		
ハ 申請者が法人格なき組合		
(1) 組合契約書の写し		
(2) 組合員の名簿及び履歴書		
(3) 組合の資産目録		
(4) 直近 3 期分の決算関係書類に該当するもの及び納税証明書		
(5) 資格を要する業種にあってはその免許の写し		

○道路法に基づく連結変更許可申請書

変更許可申請書

平成 年 月 日付け第 号で連結の許可を受けた施設の構造を変更したいので、道路法第48条の5第3項の規定に基づき、許可を申請します。

年 月 日

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

許可申請者

住 所

氏 名

印

1. 変更しようとする事項	
2. 変更を必要とする理由	
3. 工事着手予定年月日	年 月 日
4. 工事完了予定年月日	年 月 日

○高速自動車国道法に基づく連結変更許可申請書

変更許可申請書

<p>平成 年 月 日付け第 号で連結の許可を受けた施設の構造を変更したいので、高速自動車国道法第11条の2第5項の規定に基づき、許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国土交通大臣 ○○○○ 殿 (注)</p> <p style="text-align: center;">許可申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
1. 変更しようとする事項	
2. 変更を必要とする理由	
3. 工事着手予定年月日	年 月 日
4. 工事完了予定年月日	年 月 日

(注) 閉鎖型の施設の場合、機構理事長宛てとする。

高速道路利便施設等の変更許可申請に係る提出書類一覧

<p>必要書類</p>
<p>変更許可申請書</p> <p>[記載事項]</p> <p>1 変更しようとする事項</p> <p>※ 変更しようとする事項により下記の書類のうち必要なものを添付</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通路等主要構造物図 (一般図：側面図・平面図 1/500 以上・横断図 1/200 以上)・ 標識等配置計画図 (1/1000 以上)・ 通路等附属施設計画図 (1/1000 以上)・ 駐車場計画図 (1/500 以上) <p>2 変更を必要とする理由</p> <p>3 工事着手予定年月日</p> <p>4 工事完了予定年月日</p>
<p>添付図面</p> <p>※ 変更しようとする事項により下記の図面のうち必要なものを添付</p> <p>① 平面図</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通路等平面図 (1/1000 以上) <p>② 縦断図</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通路等縦断図 (水平方向 1/500 以上、垂直方向 1/100 以上) <p>③ 横断定規図</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通路等横断定規図 (1/100 以上)

資料 2

《参考4》 高架下占用許可、特定連結路附属地占用許可及び連結許可の各社管内別件数

H19. 6. 30現在

	東日本高速道路 株式会社	中日本高速道路 株式会社	西日本高速道路 株式会社	首都高速道路 株式会社	阪神高速道路 株式会社	本州四国連絡高 速道路株式会社	合計
高架下占用 許可	111	167	237	159	323	40	1,037
特定連結路 附属地占用 許可	1	2	0	0	0	0	3
連結許可	266 (265)	167 (166)	247 (247)	2 (2)	1 (1)	11 (11)	694 (692)

(注) ()内は、旧公団時代のSA・PAで、民営化時に道路区域から除外され、法律上連結許可があったものとみなされたもので内数。